

水産増養殖・水産振興事業補助金等の不適切な会計処理
事案に係る調査及び措置に関する報告書（最終報告）

田辺市総務部・農林水産部

令和元年 12 月 9 日

目 次

1. 概要	1
(1) 市と漁業協同組合の責務と役割	①
(2) 事案経過	①
(3) 事案発覚後の組合体制	②
(3) 市水産課の所掌事務と職員体制	②
2. 調査方針・方法等	3
(1) 調査体制	③
(2) 調査方法・工程	③
(3) 調査対象書類等	④
3. 和歌山南漁協調査委員会（第三者委員会）意見書	5
(1) 和歌山南漁協による第三者委員会の設置の経緯	⑤
(2) 第三者委員会の構成	⑤
(3) 第三者委員会による調査報告（概要）	⑤
4. 市の調査結果	7
(1) 事務処理が適切に執行されていないと認められた事業	⑦
(2) 事務処理が適切に執行されていると認められた事業	⑧
(3) 明らかとなった事実と主な不適切な手法	⑩
5. 明らかとなった問題点	37
6. 調査結果を踏まえて講じた措置	40
7. 水産振興に関する今後の取組	42
8. 行われた不適切な事務処理の分析と執るべき対策	43
9. 調査結果を踏まえた今後の取組	46
(1) 不正等の金額の請求手続と返還手続	④⑥
(2) 職員の処分	④⑥
(3) 検証委員会の設置	④⑥

別 添 資 料

別 表. 「年度・事業別補助金等支出済額及び不正等の金額一覧」	47
別紙 1. 平成30年5月15日開催市議会産業建設委員会報告 「放流事業の不適切な会計処理について」	49
別紙 2. 令和元年6月 10 日開催市議会全員協議会報告 「水産増養殖・水産振興事業補助金等の不適切な会計処理 事案に係る調査及び措置に関する報告書（中間報告）」	50

1. 概要

(1) 市と漁業協同組合の責務と役割

水産業は、豊かな水産資源を持続可能な形で最大限活用することにより、住民に対して水産物を安定的に供給することはもとより、副次的な経済活動の基礎をなすものであることから、その維持発展を担うことが期待されている。その水産業が期待される役割を十分に果たすためには、水産資源と、それを育む漁場環境の適切な保全・管理を継続して行うとともに、水産業における生産性の向上・増進によって、これに従事する者の経済的及び社会的地位の向上と、その所得増大を図る必要がある。

そうした中で、黒潮紀南分流の影響を受け多種の水産資源が漁獲される本市周辺海域においては、古くから一本釣漁業、まき網漁業及び船びき網漁業等が盛んに行われ、主にアジ、サバ、シラス、イサキ及びカツオ等のほか、イセエビ、クルマエビ類及びガザミ等が水揚げされている。

しかしながら、海洋環境の変化、沿岸域の開発等による産卵・育成の場となる藻場等の消失、まき網船団数の解散による減少、また一部資源における回復力を上回る漁獲等を要因として、昭和50年代をピークに漁獲量の減少が続き、このことに相まって、近年の少子高齢化の進行に伴い、市内に存する2漁業協同組合においても、正組合員数が年々減少し、高齢化が進んでいる。

そうした状況の下、水産業が副次的な経済活動の基礎の一部であることに鑑みれば、第一次産業の盛んな市が担うべき責任は、極めて重く、また漁業経営の安定と漁業の生産効率化を図ることを目的として組織された漁業協同組合の役割も極めて重要なものであり、これまでも国及び県などの関係機関からの支援・助言を受けながら、市と漁業協同組合は、共に数多くの事業に取り組んできたところである。

(2) 事案経過

平成30年4月27日付け地方紙において、和歌山南漁業協同組合（平成19年4月3日、田辺、湊浦、白浜、日置及びすさみの5漁業協同組合の合併により設立された協同組合であり、以下「組合」という。）による他の自治体からの補助金不正受給に関する記事が掲載された。このことを受け、市においても、念のため担当課である市水産課において調査を行ったところ、組合が絡む平成29年度イセエビ放流事業に関し、不適切と思われる会計処理が判明、また更に調査を進める中で、同課内に事務局を置く田辺市水産振興会（以下「水産振興会」という。）を事業の実施主体とする海面環境保全事業に関しても不適切な会計処理が行われていることが明らかとなった。

市では、この事態を重く受け止め、平成30年5月15日、市議会産業建設委員会において現状報告《P49 別紙1参照》を行うとともに、同年6月1日には徹底的な全容解明及び原因究明を行うため、市総務課に課長級及び主査級職員それぞれ1名の専任調査職員を配置し、イセエビ放流事業及び海面環境保全事業のみならず、市水産課が所掌する補助事業等について、民法（明治29年法律第89号）第724条に規定する20年を基本に、これらの関係書類が存する間における全ての事業を調査対象として、後述する段階的な方法・工程で調査を開始した。

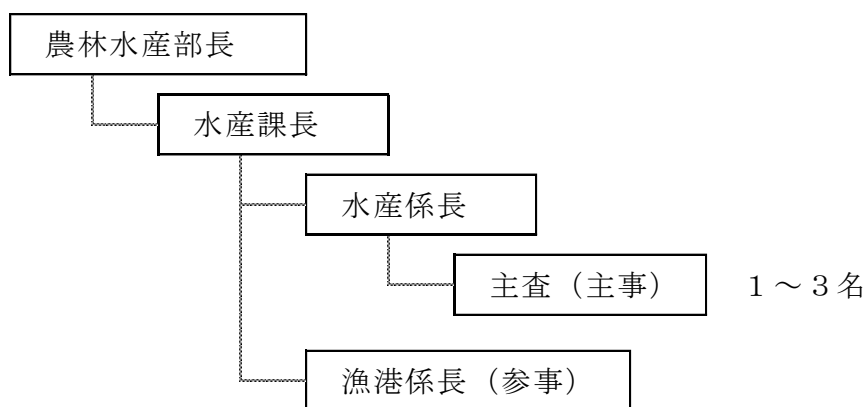
その後、調査の開始から1年が経過した令和元年6月10日には、市議会全員協議会において調査状況に係る中間報告《P50 別紙2参照》を経て、この度、市職員、組合職員及び関係者等への聞き取りや証拠書類の確認等の徹底的な精査を行い、市水産課及び組合それぞれにおいて、過去から行われてきた不適切な事務処理を特定した。

(3) 事案発覚後の組合役員体制

今回の一連の問題を受け、令和元年6月29日に開催された組合臨時総代会において、全ての組合役員（理事職9名及び監事職3名）が引責辞任を表明した後、各地区にて役員候補者選出が行われ、同年10月23日に開催された組合臨時総代会において、当該候補者を新組合役員とする議決がなされた。

(4) 市水産課の職員体制と所掌事務

市水産課における職員体制は、年度によって異なっているものの概ね下図のとおりである。



また、市事務分掌条例（平成19年田辺市条例第30号）第2条において、水産業に関する事務が農林水産部（ただし、平成17年4月30日までは「経済部」、平成21年3月31日までは「農林水産部」、平成29年7月31日までは「産業部」、その後再び「農林水産部」へと機構が変遷し、現在に至る。）へ分掌され、その上で、市事務分掌規則（平成17年田辺市規則第6号）第4条において、次の事務を同部水産課にて所掌することが規定されている。

- ・ 水産業の振興及び指導に関すること。
- ・ 水産業関係諸団体に関すること。
- ・ 水産業関係の各種補助事業に係る事務処理に関すること。
- ・ 内水面漁業の振興に関すること。
- ・ 漁港施設等の管理に関すること。
- ・ 漁港施設等の新設、改良及び維持補修に関すること。
- ・ 漁港施設等の工事の計画、測量及び設計並びに施工監理に関すること。
- ・ 漁港施設等の災害復旧に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、水産業に関すること。

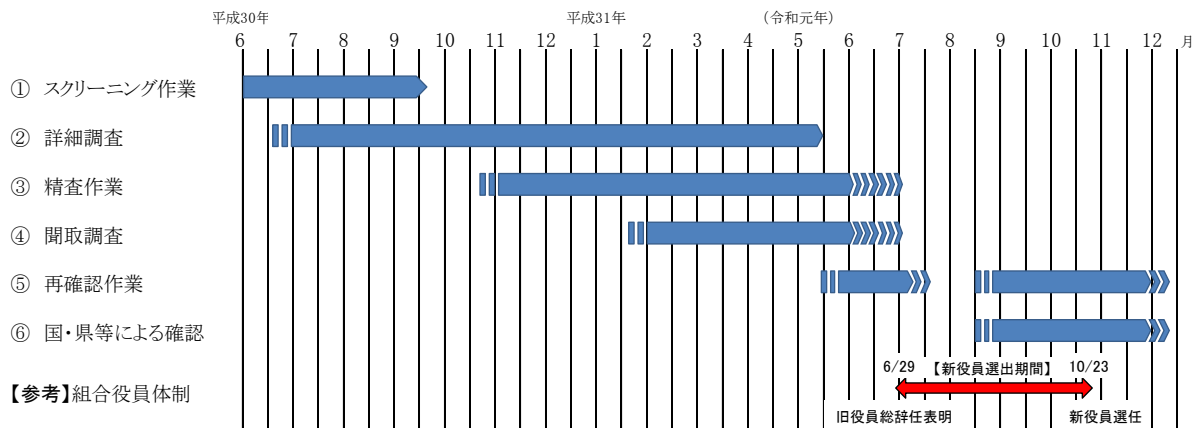
2. 調査方針・方法等

(1) 調査体制

先述のとおり、平成30年6月1日、徹底的な全容解明及び原因究明を行うため、専任調査職員として市総務課に課長級及び主査級職員それぞれ1名の合計2名を配置し、調査を実施した。

(2) 調査方法・工程

市では、組合が絡むイセエビ放流事業及び水産振興会を事業の実施主体とする海面環境保全事業のみならず、市水産課が所掌する補助事業等463事業について、弁護士と協議を行いながら、民法第724条に規定する20年を基本に、これらの関係書類が存する間における全ての事業を対象とし、次のような段階的な方法・工程で調査を行った。



① スクリーニング作業（延べ463事業）

市において保管されていた補助金交付申請書、事業報告書及び添付書類並びに市への請求書等を確認し、これらの手続の適正性、整合性に関するスクリーニング作業を実施し、問題があるか否かを判断した。

この段階において、調査不能であった延べ9事業を除く延べ176事業については、概ね適正な予算執行が行われていることを確認した。

② 詳細調査（延べ278事業）

上記スクリーニング作業において、問題の疑われる278事業について、既に補助金交付申請者（以下「申請者」という。）から市へ提出されている補助金交付申請書、事業報告書及び添付資料並びに市への請求書等と、本調査によって申請者等から収集した総勘定元帳（紙帳簿又は帳簿データ）、仕訳票等の紙伝票、申請者が行った売買行為等に関する請求書、領収書（証）、納品書及び契約書等の関係書類との突合を実施した。

③ 精査作業（延べ278事業）

詳細調査を実施する中において、事実確認の取れない事柄については、事業担当者、関係者・関係機関への照会によって根拠となる資料を収集し、加えて、これらへの聞取確認を行いながら精査を実施した。

なお、メールによる申請者側の事業担当者との質疑・依頼事項は延べ400項目以上となっている。

④ 聞取調査（延べ278事業）

詳細調査及び精査作業と並行して、問題の原因と責任の所在等を明らかにするため、市職員（退職職員を含む。）を含む事業担当者、関係者・関係機関への個別又は集団での聞き取りを実施した。

⑤ 再確認作業（延べ278事業）

上記①～④の方法による結果内容に基づき、市職員（退職職員を含む。）を含む事業担当者への個別又は集団での聞き取りを実施することで、行われてきた不適切な事務処理を再確認した。

⑥ 国及び県等による確認（延べ278事業のうち8事業）

上記⑤の再確認作業を実施しながら、国庫補助金を受け実施した1事業については、水産庁に対し、不正又は不適正（以下「不正等」という。）の内容及び金額に係る報告を行うとともに、県から補助金を受け実施した6事業については、県農林水産部水産局資源管理課及び水産振興課による本調査内容に係る確認を経て、県と市それぞれにおいて不正等の金額を確定した。なお、平成20年度の田辺周辺ふるさと市町村圏事業の1つとして助成を受け実施した芳養いきいきふれあいまちづくり事業については、田辺周辺広域市町村圏組合において、最終的に不適切な事務処理が行われていなかったことの確認がなされた。

(3) 調査対象書類等

① 市保管書類等（3万1,400枚）

- ・支出負担行為決議書、支払命令決議書及び請求書等の支出関係手続調書
- ・事業計画書、補助金交付申請書、事業報告書、実績報告書及び領収書（証）等、補助金交付決定通知書並びに補助金額確定通知書等の事業関係手続書類
- ・通帳、支出命令書及び請求書並びに領収書（証）等の市水産課が事務局を担当する関連団体に関する支払又は手続関連書類（ただし、水産振興会、芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会（芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会）に関連するものに限り、金融機関への照会による取引明細書を含む。）
- ・決算関係データその他の内部決裁書類

② 申請者保管書類等（24万7,250枚）

- ・事業予算及び事業決算の記載のある総会資料等
- ・総勘定元帳（紙帳簿及び帳簿データ）
- ・振替支払伝票、振替入金伝票、仕訳票及び仕訳日記帳等の経理帳票
- ・納品書、請求書及び領収書（証）、振込依頼書並びに通帳その他支払の根拠となる支払関係原票
- ・その他内部決裁書類

③ 申請者以外の関係者・関係機関からの提供書類（35枚）

- ・納品書、請求書及び仕訳票並びに実績一覧等の実績関係書類

3. 和歌山南漁協調査委員会（第三者委員会）意見書

先の中間報告書でも一部記述しているが、本書においては、平成31年1月17日付け組合調査委員会作成の意見書内容を引用し、記述する（ただし、引用部分は、原文のとおりである。）。

(1) 和歌山南漁協による第三者委員会の設置の経緯

平成30年5月15日、田辺市議会産業建設委員会において、イセエビ放流事業に関し、放流量を水増し、過大な費用を請求していたとの指摘があり、問題となった。そこで、平成30年8月13日、組合の代表理事組合長は、白浜町における補助金受給問題の調査のための第三者委員会に対し、引き続き、田辺市の放流事業に関する補助金受給問題について調査を依頼し、第三者委員会は引き続き、田辺市の放流事業に関する補助金等の受給に関して、不正受給があったか否かの調査を開始することになった。《意見書P2引用》

(2) 第三者委員会の構成

- ① 設 置 日 平成30年8月13日
- ② 構 成 員 弁護士、税理士、有識者の計3名

(3) 第三者委員会による調査報告（概要）

- ① 組合への提出 平成31年1月17日
- ② 市への報告 平成31年2月28日（ただし、個人を特定する箇所については黒塗りであった。）
- ③ 調 査 対 象 平成19年度から平成29年度までの(a)イセエビ放流事業、(b)他魚種の放流事業
- ④ 認定事実
 - (a) イセエビ放流事業
 - i 湊浦支所

平成19年度から平成28年度までの間において、別表1のC欄記載のとおり合計3,520,790円の種苗調達費用を不正に受給したことになる。《同P5引用》
 - ii 田辺支所

別表2記載のとおり合計75,840円を過大に受給し、同額の余剰金を保有している（但し、封筒在中金は、67,250円である）が、前記のとおり、必ずしも不正受給とはいえないが、同余剰金は、公金であることを鑑みれば、田辺支所において保有しておくべきものとはいえない。《同P13引用》
 - (b) 他魚種の放流事業補助金
 - i イサキ・マダイ（田辺支所）

平成19年度乃至平成29年度までの間、田辺市からのイサキ・マダイの補助金合計3,020万円の内、少なくとも50%以上は不正に受給していることが十分推認できる。《同P18引用》

ii クエ・ガシラ（田辺支所）

田辺市は、放流事業の補助金を事業実績額の50%の補助金を付与するに過ぎないことに鑑みれば、田辺支所は、平成19年度乃至平成29年度までの間、田辺市からクエ・ガシラの補助金合計4,490,989円の内、少なくとも50%以上は不正に取得していることが十分推認できる。《同P19引用》

iii ヒオウギ貝（田辺支所）

田辺支所の担当者の前記説明は具体的であり、他の漁業放流事業と同様に補助金によって収まるような運営を行っていたことが概ね是認できる。よって、田辺市のヒオウギ貝の補助金は、同事業の50%を支出することができに過ぎないことから鑑みれば、田辺支所は、田辺市が支給した補助金合計56万円の内50%以上を不正に受給していることが認められる。《同P21引用》

⑤ 不正受給の原因

- (a) 田辺市から支払われるイセエビ種苗調達費、漁業放流事業の補助金が公金であり、市民等の血税によるものとの認識に乏しく、むしろ、直接の被害者が曖昧であり、過大に受給を受けられるならばそれにこしたことはないという湊浦支所、田辺支所における自己の利得中心的な考え方に基づくものである。

湊浦支所のイセエビの種苗調達費や田辺支所の漁業放流補助金について、虚偽記載した領収書等を利用し、また多額の水増し請求を田辺市に行っていることは、不当な受給というより、不正な受給といわざるを得ない。《同P21引用》

- (b) 会計処理を担当者1名に任せ、会計処理について全くチェック機能を果たしていない。また、各会計担当者は、単独漁業協同組合当時の前任者から無批判的に引継を行っていることにも原因がある。《同P21引用》

組合においても、各支所の事業内容及び会計処理について全くチェック機能を果たしていない。《同P22引用》

- (c) （イセエビ放流事業について、）田辺市が事業主体であるにもかかわらず、このような安易な立会により、湊浦支所の不正受給を増大させた一因がある。《同P23引用（ただし、（ ）書きは、本調査報告書作成時に追記したものである。）》

⑥ 今後の対応

- (a) 自治体が、組合等の利益享受者に対し、分担金を求めたり、補助金を交付するにあたり、当事者が共通の認識を持つためにも、その趣旨、目的、内容、補助金の額等具体的に記載した書面の作成が必要と思われるので、田辺市においても、前記書面化を検討されるべきである。《同P23引用》

- (b) 組合は、合併後も組合員において、単独協同組合の意識が強く、組合長、副組合長、理事らにおいて、組合全体の統治能力が脆弱であり、補助金等の受給に関し、担当者のみに委ねていた体制を変える必要がある。《同P23引用》

4. 市の調査結果

(1) 事務処理が適切に執行されていないと認められた事業

本調査において段階的な方法・工程により調査したところ、平成11年度から平成29年度までの事業に係る不正等の事業数及びその金額は、次のとおりであった。

① 補助金等支出済額及び不正等の事業数とその金額

「補助金等として支出した額（支出済額）」と「本来支出すべきであった金額」にかい離のあった事業におけるその差額（いわゆる不正等の金額）は、下表のとおりであり、年度別の不正額等を別表《P47 別表参照》として添付した。

単位：円

事業名等	事業の実施主体等	平成11年度～平成29年度		
		支出済額	不正等事業数	不正等の金額
1 イセエビ放流事業(*)	和歌山南漁協(湊浦支所)	20,342,545	17	9,175,926
2 ヒラメ放流育成事業	和歌山南漁協(田辺支所)	2,588,560	6	519,393
3 マダイ放流育成事業(*)		480,000	2	240,000
4 イサキ放流育成事業(*)		12,000,000	18	8,614,140
5 クルマエビ類放流育成事業		27,200,000	18	14,156,265
6 ひおうぎ貝放流育成事業(*)		4,200,000	7	2,325,901
7 クエ放流育成事業(*)		560,000	5	512,143
8 ガシラ放流育成事業(*)		3,300,000	10	2,867,480
9 磯根漁場再生事業《県》		1,190,989	6	626,570
10 ナマコ漁場造成事業		1,819,233	3	1,448,890
11 水産物販売促進事業		645,000		517,954
12 地域水産物加工商品開発事業		6,510,111	37	1,542,810
13 新農林水産業戦略プロジェクト推進事業《県》		2,399,541	12	1,235,855
14 ヒロメ販売市場拡大事業		8,727,000	3	3,118,982
15 ヒロメ洗浄工程研究事業		4,527,510	6	2,149,389
16 ヒロメ生産拡大支援事業		750,000	1	585,216
17 イサキ販売市場拡大事業		2,250,000	2	1,416,667
18 漁場環境改善事業		4,513,575	5	1,067,234
19 海面環境保全事業	水産振興会	6,750,000	4	2,701,220
20 芳養漁港活力ある漁村づくりモデル育成事業《国》	芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会	9,527,870	18	3,478,520
21 漁村活性化推進事業		1,434,000	1	216,000
22 芳養いきいきふれあいまちづくり事業	芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会	717,000	1	107,769
		740,000	3	365,849
総計		123,172,934	185	58,990,173

上表中、漁業協同組合の全てを「漁協」と表し、第三者委員会による調査において調査対象とされた事業には(*)を、国庫補助金又は県補助金を受けて実施した事業にはそれぞれ《国》又は《県》を付した。また、イセエビ放流事業の実施主体は、実際には市であるが、事務処理を行った漁協各支所へ不正等の金額を算入した。なお、損害賠償請求権の消滅したものを除く。

② 事業の実施主体ごとの不正等の金額

下表は、① 補助金等支出済額及び不正等の事業数とその金額の項に掲記した事業を、事業の実施主体ごとに集計したものである。

単位：円

事業の実施主体等		平成11年度～平成29年度		
		支出済額	不正等事業数	不正等の金額
1	和歌山南漁協（湊浦支所・田辺支所合算）	110,754,064	162	54,822,035
支所別内訳	和歌山南漁協（湊浦支所）	20,342,545	17	9,175,926
	和歌山南漁協（田辺支所）	90,411,519	145	45,646,109
2	水産振興会	9,527,870	18	3,478,520
3	芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会	2,151,000	2	323,769
4	芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会	740,000	3	365,849
総 計		123,172,934	185	58,990,173

上表中、漁業協同組合の全てを「漁協」と表した。また、イセエビ放流事業の実施主体は、実際には市であるが、事務処理を行った漁協各支所へ不正等の金額を算入した。

(2) 事務処理が適切に執行されていると認められた事業

単位：円

事業名等	事業の実施主体等	平成11年度～平成29年度	
		支出済額	不正等の金額
ヒラメ放流育成事業	新庄漁協	390,000	0
タイワンガザミ類放流育成事業	新庄漁協	1,910,000	0
ひおうぎ貝放流育成事業	新庄漁協	1,930,000	0
オコゼ放流育成事業	新庄漁協	550,000	0
クエ放流育成事業	新庄漁協	300,000	0
ガシラ放流育成事業	新庄漁協	1,790,000	0
アサリ放流育成事業	新庄漁協	496,680	0
水産物販売促進事業	新庄漁協	556,354	0
藻場再生事業	新庄漁協	3,987,451	0
漁協経営改革支援資金利子補給	和歌山南漁協(田辺支所)	5,982,078	0
漁協信用事業統合 促進資金利子補給	和歌山南漁協(田辺支所)	10,102,141	0
漁船漁業再生事業	和歌山南漁協(田辺支所)	19,310,349	0
漁船リース支援事業	和歌山南漁協(田辺支所)	300,000	0
シラス販売促進事業	和歌山南漁協(田辺支所)	4,000,000	0
漁業活性化推進事業	和歌山南漁協 (田辺支所・湊浦支所)	2,730,000	0
漁場パトロール事業	新庄漁協・和歌山南漁協 (田辺支所・湊浦支所)	194,825	0
漁業省エネルギー対策事業	新庄漁協・和歌山南漁協 (田辺支所)	1,800,350	0
鮎・アマゴ放流育成事業	熊野川漁協	6,500,000	0
	産業活性化稚鮎・アマゴ 放流事業実行委員会	16,842,000	0
	日高川漁協	9,100,000	0
	日置川漁協	6,000,000	0
	富田川漁協	6,000,000	0

養殖漁業振興事業	丸長食品加工株式会社	9,000,000	0
漁船クルージング事業	南紀の海漁場クルージング 事業実行委員会	300,000	0
水産振興会運営事業	水産振興会	5,400,000	0
漁業就業体験事業	水産振興会	261,455	0
田辺周辺ふるさと市町村圏事業	芳養いきいきふれあい まちづくり実行委員会	200,000	0
芳養漁港区域内集落再編整備 事業推進委員会運営事業	芳養漁港区域内集落 再編整備事業推進委員会	1,170,000	0
総 計		117,103,683	0

ただし、上表中の支出済額は、国及び県からの補助金等を除く。また、漁業協同組合の全てを「漁協」と表した。なお、これらの事業以外に、漁業振興事業（平成18年度）、省エネ推進協業体活動支援事業（平成19年度）及び台風7号等農作物等被害対策緊急資金利子補給（平成11年度～平成14年度）が実施されているものの、関係文書の一切が廃棄されているため調査不能であった。

(3) 明らかとなった事実と主な不適切な手法

（事業名に続く《 》内の数字は、P 7の表中の通し番号である。）

① イセエビ放流事業《1》

イセエビ放流事業は、田辺湾内においてイセエビの種苗（以下この項において「稚エビ」という。）を放流して増殖を図り、その漁獲量を増大させることにより漁業経営の安定化を推進することを目的として、平成30年度まで実施した事業である。

当該事業については、昭和33年度から昭和38年度までにおいては湊浦漁協及び田辺漁協（ただし、合併後の組合においては、それぞれ組合湊浦支所及び田辺支所に当たる。以下同じ。）を事業の実施主体とし、昭和39年度から平成30年度までに至っては市の直営事業として行っていた事業である。

特に市の直営事業として実施した放流において、ここ近年にあつては、市水産課から稚エビの調達依頼を受けた組合湊浦支所が中心となり、組合田辺支所において放流する数量を含めた稚エビを他の漁業協同組合から購入し、これを「組合湊浦支所放流分」と「組合田辺支所買取分」とへ配分した上、調達日当日にそれぞれの組合支所において放流を行っていた。

その後、それぞれの組合支所は、稚エビ調達費相当額を市へ請求することにより、その相当額を市から受ける一方、稚エビ調達費の50%相当額を地元分担金として市へ納付しており、市を事業の実施主体とする事業といえども、長年にわたる信頼関係の下に、市及びそれぞれの組合支所が相応分の負担を行いながら、相互に協力して実施していた。

このような一連の工程において、まず稚エビの調達に関し、「例年のとおり」として市から依頼を受けた組合湊浦支所が、長年にわたり市が依頼した数量よりも過少に稚エビを調達した後、それぞれの組合支所において放流をしていたにもかかわらず、その数量を水増しして請求を行っていたことが、残存する関係書類及び関係者らの聞き取りにより判明した。また、組合合併前において、湊浦漁協及び田辺漁協の職員間で水増し数量の口裏合わせが行われた記録が残されていることも明らかとなった。

なお、平成11年度から平成28年度までの間のうち、組合湊浦支所にあつては17年間で1,328.1kg（金額にして917万5,926円相当）分、組合田辺支所にあつては6年間で77.1kg（同じく51万9,393円相当）分の稚エビ放流量を水増しし、これに合わせ、水増しした金額の請求を市に対し行っていたことが判明した（平成29年度分については、市は、それぞれの組合支所から提出された金額の水増しされた請求書に基づき、財務会計上、すでに過大な事業費の支出を行っていたところ、その後の本事案の発覚に伴い、組合から過大支出分相当額の返還を受けており、実際の実績との差はない。）。

次に、稚エビの放流に関しては、原則として市水産課職員らによる立会いの下で実施されているものの、現地では放流数量の確認作業を行っていたわけではなく、単に放流作業を手伝っていたに過ぎなかったこと、また放流数量一括での稚エビの調達が困難であった場合には分割納入されることとなるが、このことにより数日に及ぶ放流作業の全てにおいて市水産課職員らが必ず立会いしていたわけではなかったこと、さらに市への稚エビ調達費相当額の請求手続に関し、本来ならば組合が作成すべき請求書を、市水産課担当職員がそれぞれの組合支所からの放流数量及び調達単価に係る聞き取りのみに基づき作成していたことが本調査により明らかとなった。

したがって、本事業の実施主体が市であることに鑑みれば、本来、市において放流数量の

厳格な確認等を行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったことに加え、実際の事業費に見合う費用以上の金員を領得することを目的とした組合からの虚偽申告が相まったことにより、結果、水増し数量に基づく過大な事業費の支出が行われ続けていたものである。

② 海面環境保全事業《19》

海面環境保全事業は、組合及び新庄漁協相互の連携並びに水産関連事業の総合的な振興の促進を目的として組織されている水産振興会を事業の実施主体とする補助事業であって、魚類等の繁殖をはじめ、船舶航行及び漁業操業の障害となるごみ類を組合員らが回収した際に、そのごみ回収量相応の補助を行うことで、田辺湾内の環境保全を図ることを目的として、平成6年度から平成29年度まで実施した事業である。

なお、市の補助額は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の全額であった。

本調査の対象とした平成7年度から平成29年度までに至る23か年における当該事業の事務において、市水産課に事務局を置く水産振興会は、毎年度、市へ当該事業に係る費用として補助金の交付申請を行うことで、市から補助金の交付決定を受け、年度末に組合湊浦支所及び田辺支所から報告のあったごみの回収実績に基づく補助金実績報告書を提出することにより、市から海面環境保全事業費補助金として当該振興会名義の金融機関口座へ振込入金されることとなっている。その後、事務局を担当する市水産課職員が、当該口座から回収費用相当額を出金した上、それぞれの組合支所に対して交付している。

しかしながら、このような一連の工程において、年度末にそれぞれの組合支所から実際のごみの回収実績として当該振興会へ事業報告書が提出されているのは、平成20年度までであり、平成21年度以降にあっては、平成26年度を除き、組合湊浦支所からしか提出されていないにもかかわらず、平成29年度まで、当該振興会から提出された補助金実績報告書では、それぞれの組合支所から事業報告書の提出がなされたこととなっている。また、当該実績報告書中実績として記載されたごみ回収量についても、平成16年度を除き、それぞれの組合支所において、いずれの年度においても水増しされていることが本調査により明らかとなった。

また、当該振興会からそれぞれの組合支所に対する出金手続については、事務局を担当する市水産課職員が、市から交付決定を受けた補助金額に余剰が発生することのないよう水増ししたごみ回収量（以下この項において「偽ごみ回収量」という。）に基づく実績報告書及び請求書を作成して、これを組合支所へ持参し、それぞれの組合支所担当者らに請求書へ組合長印を押印させ、これらを当該振興会の支出命令書に添付するなどして出金処理を行った後、実際に事業報告書の提出があった組合支所へのみ現金でもって実際のごみ回収量（以下この項において「正ごみ回収量」という。）相当額を交付して、同時に虚偽の領収証を発行させるとともに、正ごみ回収量と偽ごみ回収量の差分相当額である過大分を、それぞれの組合支所からの地元負担金名下に当該振興会会計へ入金処理を行う一方、市から当該振興会に対する会計処理については、当該市水産課職員が、市の財務会計上、当該振興会の会長印を押印した偽ごみ回収量に基づく実績報告書及び請求書を支出命令書に添付するなどして、市に対し、過大な補助金の支出を行わせ、平成11年度から平成29年度までの間に市から過大に受領した347万8,520円を当該振興会の運営費に充てていたことが本調査により明らかとなった。

結果、市水産課担当職員は、水産振興会の運営費を捻出することを目的として、それぞれの組合支所担当職員に対し、偽ごみ回収量に基づく実績報告書を作成させるなどし、これを補助金実績報告書等へ添付することで、毎年度、市に対し、水増ししたごみ回収量に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを水産振興会へ交付させていたものである。

③ 漁場環境改善事業《18》

漁場環境改善事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、田辺湾内において、海底内の窒素及びリン等の有機物を、漁船に設置した鋤^{すき}を用いて海中へ攪拌^{かくはん}させることにより底質改善を行い、漁場環境の改善及び漁獲量の回復を目的として、平成26年度から平成29年度まで実施していた事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、平成26年度の初年度にあつては金属製の鋤^{すき}を製作する必要があつたため補助対象事業費の3/4（ただし、375万円が上限である。）、次年度以降にあつては当該事業費の1/2（ただし、100万円が上限である。）であつた。

本調査の対象とした平成26年度から平成29年度までに至る4か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、目良・芳養、江川・戎、湊浦の地域ごとに組合員を3グループに分けた上、各グループ1回当たり鋤^{すき}を設置した2隻から8隻の漁船を出船させ、1隻当たり操船者及び作業員の2名1組で海底耕耘^{うん}を行ったとの報告がなされている。

しかしながら、実際には、平成26年度にあつては、組合は、湊浦グループに対し、用船料及び人件費として71万6,800円、目良・芳養及び江川・戎の両グループに対し、鋤^{すき}製作代、用船料及び人件費として合わせて303万3,200円の合計375万円（市の予算額と同額）のみの支払を行っている。また、次年度の平成27年度にあつては、湊浦グループに対し、用船料及び人件費として33万3,000円、目良・芳養及び江川・戎の両グループに対し、同様の費用として合わせて66万7,000円の合計100万円（市の予算額と同額）のみの支払を行い、次年度以降においても、各グループへの配分額こそ違えども、毎年度、市の予算額と同額となる合計100万円のみの支払を行っていたことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者からの聞き取りにより判明した。

結果、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

④ ヒロメ洗浄工程研究事業《15》

ヒロメ洗浄工程研究事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、本市の特産品であるヒロメの流通量を増加させ、「紀州ひろめ」の更なる認知度の向上と消費拡大を目指し、より一層、全国的な販売市場の拡大を図るため、これまで手作業で行っていたヒロメの

洗浄工程の機械化を進める研究を目的とした平成26年度の単年度事業である。

なお、市の補助割合は、予算額の範囲内で補助対象事業費の3/4であった。

組合から市へ提出された当該事業に係る補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、香川県多度津町及び横浜市内の民間業者が開発した洗浄機及び県内の公的工業技術機関が保有する洗浄機それぞれを用いて、冷凍又は生ヒロメに付着するごみや泥等を取り除いた上、組合女性部員ら2名による洗浄状態の目視作業を行ったとの報告がなされ、またこれらに加えて、当該民間業者への出張をそれぞれ2回ずつ、当該公的工業技術機関への出張を1回実施し、その際の移動手段を順に組合保有の車両、飛行機及び電車とする内容が記載されており、さらに流通量の拡大に対応するため、地元のFRP加工業者に依頼して大小2基の水槽及び3基の作業テーブルを製作したとする当該加工業者作成の請求書及び領収証並びに「出張復命簿兼領収書」等が添付されている。

しかしながら、延べ5回の出張のうち、実際に出張していたのは香川県多度津町への1回のみであって、また組合女性部員らによる目視作業と報告がなされていたものは、実際には組合職員自らが行ったものであったこと、加えてFRP加工業者への製作依頼は、実際には作業テーブル3基のみであったことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者からの聞き取りにより判明した。また、補助金実績報告書に添付されていた金額の水増しされた請求書及び領収証については、「補助金実績用」として組合担当職員から依頼され、当該組合女性部員及び当該加工業者らにおいて作成又は署名及び押印されたものであり、加えて本来、組合職員らが出張した際に作成される「出張復命簿兼領収書」についても、組合職員らにおいて「補助金実績用」として作成されたものであった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑤ 新農林水産業戦略プロジェクト推進事業《13》

新農林水産業戦略プロジェクト推進事業は、組合が実施するヒロメの生産体制の構築、衛生面に配慮した集出荷施設の整備、ヒロメの認知度をアップさせるための販売促進やPR活動、またヒロメを活用した新商品開発や長期保存方法の研究等を支援するため、これらの事業を実施する組合に助成を行う本市に対する県の補助事業であって、支援団体である市は、県から県補助金として補助対象経費の1/2相当額の交付を受け、市補助金として当該事業費の3/4相当額を事業実施主体である組合へ交付したものである。

本調査の対象とした平成21年度から平成23年度までに至る3か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、主として京阪神地域においてヒロメ販売を展開するため、吹田市内の私立大学が設置した研究所及び民間食品分析法人への委託により栄養成分並びに食物繊維の分析及び細菌検査等を、また地元にて飲食業を営む組合員への委託によりフリーズドライ型みそ汁等の新商品開発を行うとともに、全国に小売

店舗を有する大手小売業者の協力の下、ヒロメの収穫時期における週末を中心に、概ね組合職員及び組合女性部員各2名を1班とする2班体制にて、電車を移動手段として1泊2日での延べ58回にわたる京阪神を中心とした2店舗同時の販売促進を実施しながら、これら大口取引に対応した集出荷体制を図るための施設修繕及びプレハブ型冷蔵庫の設置を行ったとの報告がなされ、またこれらに加えて、組合職員らがヒロメの個別商談として延べ8回にわたり首都圏の料亭や大型食品見本市等へ出向いたとする「出張復命簿兼領収書」並びに当該飲食業者作成の請求書及び領収証等が添付されている。

しかしながら、実際には、当該補助金実績報告書中、2店舗同時の販売促進のいずれの日においても、実際には市公用車への同乗又は組合職員個人が所有する車両を移動手段とした日帰り出張であって、また個別商談を目的とする延べ8回の出張についても、実際に出張をしたのは2回のみであったことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者からの聞き取りにより判明した。更に当該飲食業を営む組合員への新商品開発委託業務において、当該組合員が組合に対し開発費用を請求した際、組合担当職員から「当該開発費用の全額が補助対象経費として認められるかを市へ確認した後に支払う。」との説明を受け、その場で領収証へ請求金額を記入、更に署名及び押印させられたのであったが、結局、組合からは当該請求金額の一部しか支払われずにいたのにもかかわらず、先に署名及び押印させられたその際の領収証が補助金実績報告書の添付資料として市へ提出されていたことが判明した。

なお、本年8月22日及び23日に実施した当該事業に係る県農林水産部水産局資源管理課との相互確認において、市公用車へ同乗しての組合職員らの販売促進に係る出張については、組合から当時提出された「出張復命簿兼領収書」では、これらにはいずれも電車を移動手段とした1泊2日での出張であったことが記載されており、ともすれば、当時、市水産課担当職員がこれを見れば事実と異なることは容易に認識できたはずであったと思われ、事実と異なることを知っていたにもかかわらず、当該市職員らにおいて補助対象経費として市会計手続に付したものであると考えられるとの指摘を受けた。

また、再確認作業の段階において、当該事業における出張に関し、電車を移動手段とする報告がなされていたことについては、あらかじめ市水産課担当職員の上司と組合職員との間で申し合わせが行われたものであったことが判明し、そうした結果として、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、当該事業を市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市から可能な限りの補助金を過大に受領していたことが、本調査により明らかとなった。

結果、市水産課担当職員の上司と組合職員により虚偽の「出張復命簿兼領収書」を市へ提出する仕組みが講じられた状況の下、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、水増しした事業費を記載した補助金実績報告書を市へ提出する一方、当該市水産課担当職員にあっても、提出された当該実績報告書等が事実と異なることを認識しつつも、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを交付させていたものである。

⑥ 水産物販売促進事業《11》

水産物販売促進事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、当地域で漁獲されるヒロメやイサキ等に関し、これら水産物の地域ブランド化を図りながら、県内外を問わず広く消費者に印象付けるための積極的な販路拡大を実施するとともに、当地域においてもこれら水産物を根付かせることにより流通単価を上げ、水産物生産従事者の意欲を高揚させ、本市漁業全般の活性化を図ることを目的として、平成18年度から平成30年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成18年度から平成29年度までに至る12か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、購買意欲を高めるため消費者に印象付けるシール、ポスター、パンフレット、のぼり、キャラクター（ヒロメタロー）、イサキの一本釣り風景を撮影したDVD及びヒロメ音頭等、また販売促進員用のポロシャツ及びウィンドブレーカーを作成し、これらを用いて、京阪神地域において大手小売業者が保有する小売店舗や地元産直店舗にて、ヒロメ、イサキ、カツオ及びシラス等の水産物だけではなくイカの一夜干し、イサキ開き並びにアジ及びサバのみそ漬けなどの水産加工物の販売促進を組合女性部員らも参加した形で実施するとともに、東京及び大阪を開催地とする大型食品見本市等へ参加したとの報告がなされている。また、これらの書類において、特段、平成27年度から平成29年度までにあっては、市内飲食業者の協力の下に実施した「紀州いさきフェア」における協力飲食業者へのイサキの無償提供についても、「紀州いさき」の普及活動費として、組合が組合員らから直接買い上げた際のイサキ購入費用相当分（ただし、提出された領収証に基づくイサキの買上数量は、平成27年度から順に300.25kg（45万1,916円）、346.0kg（47万772円）、319.5kg（43万7,400円）である。）、またイサキを協力飲食業者へ配布する際に用いた氷代相当分それぞれが補助対象経費として報告され、それぞれこれらを証するものとして、組合員らによって署名及び押印された組合宛ての領収証及び組合から組合宛ての領収証が添付されている。

しかしながら、実際には、補助金実績報告書中、京阪神地域における小売店舗での販売促進について、組合職員ら4名が電車を移動手段として出張したとの報告がなされていたものは、組合職員個人が所有する車両への乗り合わせにより移動したものであって、また地元産直店舗にて組合女性部員ら2名が行ったとする販売促進活動についても、そういった事実がなかったのにもかかわらず、組合担当職員が架空で領収証を作成していたことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者らからの聞き取りにより判明した。さらに、平成20年度及び平成21年度における当該大型食品見本市等へ出張については、当時、水産庁が実施した水産物流通構造改革事業において補助対象経費として計上していたものを、本事業においても補助対象経費として二重計上していたものであったこと、また平成22年度及び平成23年度における当該大型食品見本市等への組合職員ら2名による出張については、実際に出張したのは1名のみであったことに加え、平成22年度における当該大手小売業者との販売促進協議については、全くの架空であって、実際は、県が実施した漁業緊急補償対策説明会へ出張であったこと等が本調査により明らかとなった。さらに平成27年度から平成29年度までに実施された「紀州いさきフェア」において、イサキを組合員らから直接買い上げた際に、

組合が当該組合員らから徴収したとする領収証の全てが架空で作成されたものであって、組合が保有する買上明細書等を確認したところ、実際には組合を通じて購入したものであり、その数量は、平成27年度から順に248.9kg（32万5,258円）、314.7kg（34万135円）及び282.1kg（31万65円）（ただし、「紀州いさきフェア」協力飲食業者19ないし20店舗×{サンプル用3尾×250g/尾+（フェア用10尾×250g/尾×6日間）}で総量約300kgとのことであるが、水揚量が少ない場合はこれを下回る場合もある。）であって、いずれの年度においても水増ししたイサキ数量及び単価に基づく金額でもって作成されたものであり、またイサキを協力飲食業者へ配布する際に用いた氷についても、実際には商品価値のない砕氷を購入したこととして組合の経理上記帳するとともに、氷代相当分の領収証を「補助金実績用」として架空で作成し、これらを添付資料として市へ提出していたことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者らからの聞き取りにより判明した。

また、平成20年度から平成29年度までのいずれの年度においても、イサキ以外のその他魚種等の購入については、水増しした数量若しくは単価に基づく金額でもって作成した領収証又は実際に購入実績がないのにもかかわらず架空で作成した領収証、また実際に組合職員らが本事業において補助対象経費と認められ得る出張を行ったにもかかわらず、組合から支給を受けていなかった旅費相当分を本事業に要した経費として計上し、これを領収したこととする「出張復命簿兼領収書」が添付資料として市へ提出されていたことも本調査により明らかとなった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑦ 地域水産物加工商品開発事業《12》

地域水産物加工商品開発事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、当地域において特色のある水産物の販路拡大を図るため、これらを活用した新たな加工商品開発に対する側面的支援を行うことを目的として、平成20年度から平成29年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成20年度から平成29年度までに至る10か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、組合の販売事業を強化し、主に当地域で漁獲される水産物の販路拡大に向けた事業展開を行うため、丸サバ、ゴマサバ、丸アジ、イサキ、ヒロメ、シイラ、タチウオ、シラス、サワラ及びスルメイカ等を用いた新たな加工商品の開発を組合女性部員らに委託し、みそ漬け、フィレ、釜飯、甘酢あんかけ、酢漬け、チヂミやナムルなどの試作及びレシピ作成を行ったとの報告がなされている。また、これらの書類において、市外飲食業者へレシピ作成やヒロメを活用したフリーズドライ型み

そ汁の商品開発を業務委託するとともに、当該新商品を販路拡大するためのパッケージデザインや包装フィルムの作成を行ったとする当該飲食業者等が作成した請求書及び領収証等が添付されている。

しかしながら、実際には、補助金実績報告書中、組合女性部員らへの延べ13回にわたる新商品開発及びレシピ作成に関する委託のうち、平成22年度における3回の委託については全くの架空であり、また平成25年度から平成29年度までにおける毎年度2回ずつ合計10回の委託については、当該報告のあった委託費用の概ね半額程度が実際に女性部へ支払われたに過ぎず、その残余金は組合の経理上、架空の「鮮魚売上代金」、「ひろめ売上代金」及び「いさき他売上代金」等として組合会計へ戻入され、また市外飲食業者へのレシピ作成に関する延べ5回の委託のうち、平成20年度における委託については、市へ実績報告されている金額と比較して、組合が保有している実際の領収書（証）に記載されていた金額の方が少なく、さらに平成21年度及び平成24年度の一部の委託については全くの架空であったことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者らからの聞き取りにより判明した。

なお、補助金実績報告書に添付されていた金額の水増しされた領収書（証）については、「補助金実績用」として組合担当職員から依頼され、当該組合女性部員及び当該加工業者らにおいて作成又は署名及び押印されたものであり、また領収書（証）へ本来署名すべき者の知らないうちに、組合担当職員によって架空の領収書が作成されたものであった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑧ イサキ販売市場拡大事業《17》

イサキ販売市場拡大事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、当地域にて一本釣りにより水揚げされるイサキを首都圏や京阪神市場へ売り出すため、品質・鮮度管理研究や蓄養による魚体影響度調査の結果を踏まえた積極的な販売促進を行いながら、「紀州いさき」としてのブランド化を一層推進し、魚価の向上、ひいては漁業経営の安定化を図ることを目的として、平成22年度から平成26年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成22年度から平成26年度までに至る5か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、一本釣りしたイサキを市場へ出す直前まで蓄養し、一匹ずつ丁寧に活け締めすることで鮮度の良い状態のものを出荷できるよう研究を行ったとの報告がなされている。具体的には、蓄養調査として、魚体の擦れ状態の調査を行い、鮮度調査として、吹田市内の私立大学への委託又は組合職員により死後硬直度調査、鮮度管理調査、発泡スチロール内温度調査並びに発送実験及び活け締め実験等を実施したとしている。また、イサキの加工商品として「茶漬け用いさき漬け」を開発したほ

か、市外飲食業者又は漁師によるイサキ料理レシピを広く一般に広報しながら、平成22年度から平成26年度までの毎年度、組合職員ら延べ17名が10回にわたって東京、大阪及び和歌山を開催地とする大型食品見本市等へ参加し、また延べ33名が18回にわたって東京、神奈川、京都及び兵庫などの個別商談へ出向いたとし、さらに「茶漬け用いさき漬け」の量販対応として、活け締め台、冷蔵庫及び冷凍庫並びに卓上型真空包装器等の設備を整えたとしている。加えて、これらの書類において、特段、平成24年度から平成26年度にあっては、市内飲食業者の協力の下に実施した「紀州いさきフェア」における協力飲食業者へのイサキの無償提供について、「紀州いさき」の普及活動費として、組合が組合員から直接買い上げた際のイサキ購入費用相当分（ただし、提出された当該実績報告書に基づくイサキの買上数量は、平成24年度から順に252.5kg（30万3,000円）、171.25kg（20万5,500円）、268.75kg（32万2,500円）である。）、またイサキを協力飲食業者へ配布する際に用いた氷代相当分がそれぞれ補助対象経費として報告され、これらを証するものとして、組合員によって署名及び押印された組合宛での領収書又は組合から組合宛での領収証等が添付されている。

しかしながら、実際には、補助金実績報告書中、東京、大阪及び和歌山を開催地とする大型食品見本市等への出張に関し、平成22年度における2回2名分の旅費については、それぞれ県新農林水産業戦略プロジェクト推進事業《P13 ⑤ 新農林水産業戦略プロジェクト推進事業の項参照》及び市水産物販売促進事業《P15 ⑥ 水産物販売促進事業の項参照》において補助対象経費として計上していたものを、本事業においても補助対象経費として二重計上していたものであって、また平成24年度における1回2名分の旅費については、組合職員らが1泊2日にて出張したことが報告されているものの、実際には日帰り出張であったことが本調査により判明した。加えて、平成25年度における1回分の旅費については、組合職員ら2名が出張したとしているところ、実際に出張したのは1名のみであって、平成23年度の1回2名分の旅費については全くの架空であった。次に東京、神奈川、京都及び兵庫などを開催地とする個別商談に係る出張に関し、平成24年度における1回2名分の旅費については、県が実施した漁業緊急補償対策説明会への出張であり、その他平成23年度における6回12名分、平成24年度における3回5名分及び平成25年度における6回12名分の旅費については全くの架空であったこと等が、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者からの聞き取りにより判明した。さらに地元のF R P加工業者に製作させたとする活け締め台については、製作費の見積りをしたことはあるものの、実際に製作はしていないとの証言を当該業者から得ており、補助金実績報告書に添付された「お見積書」及び「領収証」が組合において作成（ただし、それぞれの書類へ押印された印影は、組合において保管されていた印鑑を使用したものである。）されたものであった。

また、平成24年度から平成26年度までに実施された「紀州いさきフェア」において、イサキを組合員らから直接買い上げた際に、組合が当該組合員らから徴収したとする領収証の全てが架空で作成されたものであり、組合が保有する買上明細書等を確認したところ、実際には組合を通じて購入し、実際に購入したその数量は、平成24年度から順に155.65kg（16万4,888円）、161.8kg（18万490円）及び272.5kg（29万3,444円）であって、平成24年度及び平成25年度においては、水増しした数量及び単価に基づく金額により作成され、平成26年度においては、当該実績報告書以上の数量を購入しているといえども、水増しした単価に基づく金額をもって作成されたものであり、さらにイサキを協力飲食業者へ配付する際に用いた氷につい

ても、実際には商品価値のない砕氷を購入したこととして組合の経理上記帳するとともに、氷代相当分の領収証を「補助金実績用」として架空で作成し、これらを添付資料として市へ提出していたものであった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑨ ヒロメ生産拡大支援事業《16》

ヒロメ生産拡大支援事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、当地域の特産品であるヒロメを、「紀州ひろめ」としての認知度を一層向上させ、販売市場の拡大を推進するため、食害等対策としてフロート等を用いて水面を網で区切って行う養殖、いわゆる小割養殖に取り組み、この水揚量を確実に増やしていくことで取引価格の安定化、ひいては漁業経営の安定化を図ることを目的として、平成25年度から平成27年度（ただし、平成27年度においては、暖冬の影響に伴いヒロメの種糸^{たねいと}が生育しなかったことにより事業継続が困難として、結果的に補助金の交付を行っていない。）まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、平成25年度にあつては当該事業の初年度であったことから、各グループによる小割生け簀^す製作費用を含む補助対象事業費の3/4であり、次年度以降にあつては当該生け簀の修繕費を補助対象事業費として、その1/2であった。

本調査の対象とした平成25年度から平成27年度までに至る3か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、イガミやアイゴ等の藻食魚^{そうしょく}からの食害対策として、ヒロメの種糸を差し込んだ親縄を小割生け簀に浸漬して幼体を保護し、一定サイズまで育成した後小割生け簀外で本格養殖を行うため、田辺湾内目良、江川、戎及び湊浦地先の4地点において、各グループが設置した小割生け簀内でこれらの実証実験を行ったとの報告がなされている。

しかしながら、平成25年度にあつては、補助金実績報告書には、事業費として4グループへの支払を行ったとする355万9,960円のいかだ製作費を記載し、また、これを証するものとして合計同額となる領収書（証）を添付しているところ、実際には、市の予算額と同額となる175万円を当該4グループへ分配支払し、また平成26年度にあつては、同じく事業費として110万円のいかだ修繕費を記載し、同様に合計同額となる領収書（証）を添付しているところ、実際には、同様に市の予算額と同額となる50万円を分配支払したにとどまるばかりか、いずれのグループにおいても補助対象経費として計上し得る修繕を行っていないことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者らからの聞き取りにより判明した。

なお、平成25年度の当該事業において、組合の経理上、現金373万7,959円を「ひろめ養殖いかだ製作費用」として一括出金し、その後同日中に198万7,959円を3回に分けて戻入したことが記帳されており、実際には175万円しか支払われていないことは、明白である。ともす

れば、実際の事業費以上の事業費、いわゆる補助対象経費相当分の支払を行ったとする表面上の記帳を行っていることが窺い知れる。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑩ ヒロメ販売市場拡大事業《14》

ヒロメ販売市場拡大事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、ヒロメの生産体制の構築、衛生面に配慮した集出荷施設の整備、ヒロメの認知度をアップさせるための販売促進やPR活動、またヒロメを活用した新商品開発や長期保存方法の研究等を実施するために活用した県新農林水産業戦略プロジェクト推進事業費補助金制度《P13 ⑤ 新農林水産業戦略プロジェクト推進事業の項参照》が平成23年度で終了となったことを受け、組合からの事業継続要望も相まって、一連の取組を継続支援するため、市単独補助事業として平成24年度から平成29年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成24年度から平成29年度までに至る6か年における当該事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、主としてヒロメの販売市場を首都圏及び京阪神等へ拡大させ、「紀州ひろめ」としての地域ブランド化を推進するため、そのほとんどが販売促進活動に伴う出張であったとの報告がなされている。具体的には、平成24年度から平成29年度までの毎年度、組合職員ら延べ16名が10回にわたって東京、大阪及び和歌山を開催地とする大型食品見本市等へ参加し、平成24年度及び平成25年度の毎年度、全国に大型小売店舗を有する大手小売業者の協力の下、ヒロメの収穫時期における週末を中心に、京阪神地域内に存する小売店舗にて、概ね組合職員ら2名ないし3名及び組合女性部員ら1名ないし2名からなる4名を1班とする2班体制にて、電車を移動手段とした1泊2日での延べ189名が48回にわたる2店舗同時の販売促進を行うとともに、組合職員ら延べ42名が22回にわたって東京、大阪などへ出向いて個別商談を実施したとしている。また、当該実績報告書には、平成24年度から平成29年度までにおいて、これら販売促進用等として用いたヒロメの買上金額が平成24年度から順に、20万5,635円、21万4,502円、15万1,200円、18万900円、2万8,556円及び1万5,552円であったとして、これらを証するものとしての事業内訳書及び領収証が添付されている。

しかしながら、実際には、補助金実績報告書中、大型食品見本市等へ出張に関し、平成24年度に補助対象経費として支払を行ったとする1回1名分の旅費については、市イサキ販売市場拡大事業《P17 ⑧ イサキ販売市場拡大事業の項参照》において補助対象経費として計上していたものを、本事業においても補助対象経費として二重計上していたものであり、また平成26年度における2回分の旅費については、それぞれ組合職員ら2名が出張したことが報告

されているところ、実際に出張したのはそれぞれ1名のみであって、平成27年度及び平成28年度における3回4名分の旅費については、実際に組合職員らが本事業の補助対象経費と認められ得る出張を行ったにもかかわらず、組合から旅費の支給を受けていなかったものの、当該旅費相当分を本事業に要した実績経費として計上し、これらを領収したこととする「出張復命簿兼領収書」が添付資料として市へ提出されていたことが本調査により明らかとなった。加えて、首都圏及び京阪神等への販売促進に係る出張に関し、平成26年度の一部及び平成28年度における旅費については、同様に、組合から当該出張組合職員らへ旅費の支払を行ったとする記帳処理を行っているところ、実際には未支給であり、また平成24年度、平成26年度の一部、平成27年度及び平成29年度における合計20回39名分の旅費については全くの架空であって、さらに京阪神地域における小売店舗での販売促進に関しては、電車を移動手段として延べ189名が48回にわたって出張したとの報告がなされていたもののうち、延べ33回159名分については全くの架空であり、実際に出張した場合にあっても組合が所有する車両への乗り合わせにより移動したものであって、これら架空の「出張復命簿兼領収書」を組合担当職員らにおいて作成したものであることも本調査により明らかとなった。

加えて、販売促進用等として用いたヒロメの買上金額についても、組合が組合から購入したとする領収証の全てが架空で作成されたものであり、組合が保有する買上明細書等を確認したところ、実際には平成24年度から順に、4万8,040円、5万5,913円、2万949円、1万3,692円、1万1,642円及び5,660円であって、当該実績報告書がそれらの領収書に記載の金額をもって作成されたものであり、さらにヒロメを配付する際に用いた氷についても、実際には商品価値のない砕氷を購入したこととして組合の経理上記帳するとともに、氷代相当分の領収証を「補助金実績用」として架空で作成し、これらを添付資料として市へ提出していたものであった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑪ ヒラメ放流育成事業《2》

ヒラメ放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、水産資源の保護及び増殖を目的とする栽培漁業の推進を図り、また漁獲単価の高いヒラメを中間育成し放流することにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、平成元年度から平成13年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成8年度から平成13年度までに至る6か年における当該事業内容については、毎年4月中頃、組合は、県内の公的種苗栽培機関において育成されたヒラメ種苗を無償で譲り受けた後、これを江川漁業生産組合（当時、組合員であるまき網の船首らで組

織されていた生産組合である。以下同じ。）が目良漁港内にあった目良ヒラメ養殖場（所有者である組合が当該生産組合へ賃貸していた陸上養殖施設である。以下同じ。）にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを数回に分けて扇ヶ浜地先等で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、中間育成に伴う人件費、餌料費、消耗品費、電気代、薬品及び栄養剤費、放流時の用船料を名下に、補助対象経費として、市決算額の概ね3倍以上の額を計上していることが確認でき、種苗の水槽移替えや放流時の写真が添付されている。

しかしながら、当該実績報告書に記載された尾数こそ放流はされているものの、実際には、組合の経理上、本事業に要した経費として、毎年度、市が補助金として交付した補助金額と同額の現金が、実際に中間育成を行った江川漁業生産組合へ支払われたに過ぎないことが、残存する関係書類により判明し、また、江川漁業生産組合に対して、市からの補助金額の範囲内で事業を行うよう指示したことが、組合職員からの聞き取りにより判明した。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑫ー i マダイ放流育成事業・イサキ放流育成事業（平成10年度から平成17年度まで）

《3・4》

マダイ放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、水産資源の保護及び増殖を目的とする栽培漁業の推進を図り、また漁獲単価の高いマダイを中間育成し放流することにより、漁業経営の安定化を図ることを目的として、ヒラメ放流育成事業に続き平成2年度から平成30年度まで実施した事業であり、一方イサキ放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、資源管理型漁業及びつくり育てる漁業の推進を図り、また当地域において一本釣漁業の中心となる魚種であり、かつ、年間を通じて漁獲の見込めるイサキを中間育成し、段階的に放流を増やすことにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、平成7年度から平成30年度まで実施（ただし、平成11年度のみ事業未実施である。）した事業である。

なお、両放流事業とも、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

この項では、本調査の対象とした平成10年度から平成29年度までに至る両放流育成事業のうち、それぞれ平成10年度から平成17年度までの調査内容について記述する。

まず、マダイ放流育成事業については、毎年7月初旬、組合が県内の公的種苗栽培機関において育成されたマダイ種苗を無償で譲り受けた後、平成15年度までにあつては、これを江川漁業生産組合が目良漁港内にあった目良ヒラメ養殖場にて中間育成し、また平成16年度以降にあつては、これを組合が目良湾内に設置した小割生け簀にて中間育成し、放流サイズま

で大きくしたものを1回若しくは数回に分けて目良漁港若しくは田辺漁港内又は田辺湾内で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された平成10年度から平成17年度までに至る8か年の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、平成15年度までにあつては、中間育成に伴う人件費、餌料費、消耗品費、運搬費、電気代、薬品及び栄養剤費、放流時の用船料等を名下に、また平成16年度以降にあつては、これらに加え小割、網代等を名下に、補助対象経費として、いずれの年度においても市決算額の概ね2倍強となる額を計上していることが確認でき、種苗の水槽移替えや放流時の写真等が添付されている。

しかしながら、当該実績報告書に記載された尾数こそ放流はされているものの、実際には、組合の経理上、本事業に要した経費として、平成10年度から平成15年度までにあつては、80万円ないし90万円の市が補助金として交付した補助金額と同額の現金が、実際に中間育成に伴う作業の全てを行った江川漁業生産組合へ支払われたに過ぎず、また平成16年度及び平成17年度にあつては、組合の経理上、本事業に要した経費として、中間育成に伴う作業の全てを行ったとする一部組合員らで構成される一本釣連合会と称する組織に対し、それぞれ80万円の市が補助金として交付した補助金額と同額の出金処理を行い、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行っているところ、実際には、組合職員ら2名がそれら全ての作業を行い、その対価（ただし、補助対象経費として認めることとされていなかった経費である。）として、当該出金処理された現金80万円のうちから毎月の給与とは別にそれぞれの年度において合計19万円の現金を受け取っていたほか、その他消耗品費、種苗運搬費及び餌料費として、平成16年度から順に36万9,029円と14万8,568円相当の支払処理を行っていたに過ぎないことが本調査により明らかとなった。

次に、イサキ放流育成事業については、毎年6月中旬、組合が県内の公的種苗栽培機関において育成されたイサキ種苗を無償で譲り受け、または県内の民間種苗栽培法人Aからイサキ種苗を購入した後、平成13年度までにあつては、一本釣連合会がこれを組合の蓄養水槽にて、また平成14年度及び平成15年度にあつては、同連合会がこれを当該蓄養水槽及び目良漁港内に設置した小割生け簀にて、さらに平成16年度以降にあつては、同連合会がこれを当該小割生け簀にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを1回若しくは数回に分けて目良漁港内又は田辺湾内で放流を行ったとしているものである。

マダイ放流育成事業と同様に、組合から市へ提出された平成10年度から平成17年度までに至る7か年の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、中間育成に伴う人件費、餌料費、消耗品費、運搬費、電気代、薬品栄養剤費及び小割・網代等を名下に、補助対象経費として、いずれの年度においても市決算額の概ね2倍強となる額を計上していることが確認でき、種苗の水槽移替えや放流時の写真等が添付されている。

しかしながら、当該実績報告書に記載された尾数こそ放流はされているものの、組合の経理上、本事業に要した経費として、中間育成に伴う作業の全てを行ったとする同連合会に対し、平成10年度及び平成12年度にあつてはそれぞれ30万円、平成13年度及び平成15年度にあつてはそれぞれ40万円、平成16年度及び平成17年度にあつてはそれぞれ60万円の市が補助金として交付した補助金額と同額の出金処理を行い、また平成14年度にあつては40万円の補助金申請額に対して41万1,000円の出金処理を行って、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行っているところ、実際には、平成13年度までにあつては、陸上養殖水槽の清掃、網交

換、種苗への餌やり及び放流作業の対価として、組合員ら6名ないし9名に対し、平成10年度から順に6万円、9万円及び13万9,500円の時給1,500円から2,500円までを基本とする現金を支払い、そのほか消耗品費、種苗運搬費及び餌料費として、順に26万3,840円、19万300円及び23万4,307円相当の支払処理を行っていたに過ぎないことが、残存する関係書類及び組合担当職員からの聞き取りにより判明した。また、平成14年度及び平成15年度にあっては、蓄養水槽の清掃、解体並びに網交換、種苗への餌やり及び放流作業の対価として、組合員ら9名に対し、平成14年度から順に13万5,000円及び8万3,460円の時給1,500円から2,500円までを基本とする現金を、加えて小割生け簀での中間育成に伴う作業の対価として、江川漁業生産組合に対し、2か年においてそれぞれ10万円の現金を支払い、そのほか消耗品費、種苗運搬費及び餌料費として、順に20万5,714円及び20万7,900円相当の支払処理を行っていたに過ぎず、さらに平成16年度及び平成17年度にあっては、中間育成に伴う作業の全てを行った対価として、イサキ育成・放流グループと称する組合員ら9名ないし10名で構成されるグループに対し、平成16年度から順に12万5,000円及び11万円の時給1,500円から2,500円までを基本とする現金を支払い、そのほか消耗品費、種苗運搬費及び餌料費として、順に40万6,182円及び40万2,389円相当の支払処理を行っていたに過ぎないことも本調査により明らかとなった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の程度又は範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑫ーii マダイ放流育成事業・イサキ放流育成事業（平成18年度から平成29年度まで）

《3・4》

両放流育成事業に係る概要については、⑫ーiの項にて先述のとおりである。また、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

この項では、本調査の対象とした平成10年度から平成29年度までに至る両放流育成事業のうち、それぞれ平成18年度から平成29年度までの調査内容について記述する。

まず、マダイ放流育成事業については、毎年7月初旬、組合が県内の公的種苗栽培機関において育成されたマダイ種苗を無償で譲り受けた後、平成23年度までにはあっては、これをマダイ中間育成放流グループ又はマダイ中間育成グループと称する組織が、また平成24年度から平成29年度までにはあっては、マダイ放流グループと称する組織が目良漁港内に設置した小割生け簀にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを1回若しくは数回に分けて目良漁港若しくは田辺漁港内又は田辺湾内で放流を行ったとしているものである。一方、イサキ放流育成事業については、毎年6月中旬、組合が県内の公的種苗栽培機関において育成されたイサキ種苗を無償で譲り受け、または県内の民間種苗栽培法人Aからイサキ種苗を購入した後、平成23年度までにはあっては、イサキ中間育成放流グループと称する組織が、また平成

24年度から平成29年度までにあつては、イサキ放流グループと称する組織が小割生け簀にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを1回若しくは数回に分けて目良漁港内又は田辺湾内で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された12か年の両放流育成事業の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、中間育成に伴う人件費、餌料費、消耗品費、運搬費、放流時の用船料及び小割、網代等を、また平成23年以降におけるイサキ放流育成事業にあつては、これらに加え種苗費を名下に、補助対象経費として、いずれの年度においても市決算額の概ね2倍強となる額を計上していることが確認でき、種苗の水槽移替えや放流時の写真等が添付されている。

しかしながら、両放流育成事業とも、それぞれの実績報告書に記載された尾数こそ放流はされているものの、組合の経理上、中間育成に伴う作業の全てを行ったとするマダイ放流グループないしイサキ放流グループと称する組織に対し、マダイ放流育成事業においては、平成18年度及び平成19年度にあつては、それぞれ80万円、平成20年度から平成22年度までにあつては、それぞれ60万円、またイサキ放流育成事業においては、平成18年度にあつては60万円、平成19年度及び平成20年度にあつては、それぞれ100万円、平成21年度及び平成22年度にあつてはそれぞれ150万円の市が補助金として交付した補助金額と同額の出金処理を行い、さらに平成23年度から平成26年度までにあつては、両放流育成事業の中間育成に要した経費として、両放流グループに対し、平成23年度から順に合わせて114万3,145円、256万8,000円、132万4,021円及び108万4,441円の出金処理を行い、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行っているところ、実際には両放流育成事業の放流グループに対し、平成18年度から平成23年度までにあつては、順に合わせて11万7,000円、35万6,000円、17万5,000円、60万円及び61万円、また平成23年度から平成29年度までにあつては、毎年度合計60万円の現金を支払っていたに過ぎず、また、これらに加えて、平成18年度から平成20年度までのマダイ放流育成事業においては、組合職員ら2名が種苗への餌やり及び小割生け簀の製作等の作業を行い、その対価（ただし、補助対象経費として認められることとされていなかった経費である。）として、当該出金処理された現金80万円ないし60万円のうちから、毎月の給与とは別に平成18年度から順に合計17万円、14万円及び7万円の現金を受け取っていたことが、残存する関係書類及び組合担当職員からの聞き取りにより判明した。

なお、平成20年度から平成23年度において、組合の経理上、マダイ・イサキ放流グループへの支払を行ったとする現金160万円、210万円、220万円及び114万3,145円については、出金処理された当該現金が組合職員名義の金融機関口座を経由し、その一部については実際に支払処理がなされていたものの、その残余金については当該口座に貯蓄されていたことが明らかとなった。

また、当該実績報告書には、平成24年度以降におけるマダイ及びイサキの餌料費として、平成24年度から順に合わせて92万9,250円、95万670円、95万8,716円、113万6,041円、99万4,760円及び112万8,751円の支払を行ったとする振込依頼書が添付されているところ、実際には、平成24年度から平成27年度までにあつては、マダイ及びイサキの餌料費のほか、同年度に実施した市のクエ及びガシラ放流育成事業《P27 ③-ii クエ放流育成事業・ガシラ放流育成事業（平成24年度から平成29年度まで）の項参照》における餌料費をも含めて、順に15万7,500円、20万9,475円、26万2,440円及び30万7,346円の支払を行い、また平成28年度及び平成29年度にあつては、マダイ及びイサキの餌料費を合わせて、順に39万7,702円及び56万8,208円の支払を

行っていたに過ぎないことが明らかとなり、市の補助事業とは全く無関係の振込依頼書を当該実績報告書へ添付して補助対象経費として水増ししたことも組合担当職員からの聞き取りにより判明した。

これらに加え、平成24年度以降におけるマダイ及びイサキの用船料として、平成24年度から順に合わせて60万円、80万円、54万円、60万円、52万円及び48万円の現金の支払を行ったとする両放流グループの代表者の署名及び押印のある領収証が添付されているところ、実際には、毎年度18万円の現金を支払っていたに過ぎず、また平成24年度から平成27年度までには、小割生け簀の製作又は修繕として、組合員らに対し、平成24年度から順に24万円、8万円、37万5,000円及び36万円の現金の支払を行ったとする当該組合員らの署名及び押印のある領収証が添付されているところ、これらはいずれも全くの架空であって、補助対象経費を水増しするために、当該組合員らに署名させ、又は組合職員らで署名及び押印するなどして、水増しした金額を記載した領収証を作成した上で、当該実績報告書へ添付し、補助対象経費として計上したことが組合担当職員の聞き取りにより判明した。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額程度の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑬ー i クエ放流育成事業（平成20年度から平成23年度まで）《7》

クエ放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、水産資源の涵養を図り、流通単価の高い根魚であるクエを中間育成し放流することにより、漁業経営の安定化を図ることを目的として、平成20年度から平成30年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

この項では、本調査の対象とした平成20年度から平成29年度までに至る当該事業のうち、平成20年度から平成23年度までの調査内容について記述する。

クエ放流育成事業については、毎年晩夏から初秋頃に、平成20年度、平成21年度及び平成23年度にあつては、組合は、県内の公的種苗栽培機関において育成されたクエ種苗を無償で譲り受け、また平成22年度にあつては、県内の民間種苗栽培法人Bで育成されたクエ種苗を購入した後、更に組合員らで構成されるクエ放流グループないしクエ中間育成グループと称する組織が組合の漁港施設内にあった陸上養殖水槽にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを1回ないし2回に分けて田辺湾内で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された平成20年度から平成23年度までに至る4か年の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、平成20年度及び平成21年度にあつては、中間育成に伴う人件費、餌料費、消耗品費、運搬費、電気代及び放流時の用船料等を名下に、また平成22年度にあつては、これらに加え種苗費を名下に、さらに平成23年度にあつては、人件費、餌料費、運搬費及び放流時の用船料等を名下に、補助対象経費として、いずれの年度においても

市決算額の概ね2倍強となる額を計上していることが確認でき、種苗の水槽移替えや放流時の写真等が添付されている。

しかしながら、当該実績報告書に記載された尾数こそ放流はされているものの、組合の経理上、本事業に要した経費として、中間育成に伴う作業の全てを行ったとするクエ放流グループないしクエ中間育成グループに対し、毎年度40万円の市が補助金として交付した補助金額と同額の出金処理を行い、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行っているところ、実際には、平成22年度にあつては、陸上養殖水槽の清掃、網交換及び種苗への餌やり等の作業を第三者の個人に任せ、その対価として10万円の出金処理を行い、これを現金で支払っていたに過ぎず、また平成20年度、平成21年度及び平成23年度にあつては、陸上養殖水槽の清掃、網交換、種苗への餌やり等の作業を組合職員ら2名において行っていたことが本調査により明らかとなった。

また、当該実績報告書には、用船料、運搬費及び餌料費（ただし、平成22年度にあつては、クエ種苗費としての21万円を含む。）として、平成20年度から順に5万3,006円、8万826円、22万6,592円及び1万4,176円相当の支払処理を行っていたに過ぎず、特段、平成23年度にあつては、用船料として6万3,000円の現金の支払を行ったとする組合員らの署名及び押印のある領収証及び餌料費として7万8,750円の支払処理を行ったとする振込依頼書が添付されているところ、実際には、これらはいずれも全くの架空であつて、補助対象経費を水増しするために、組合員らに署名させ、又は組合職員らで署名及び押印するなどして、水増しした金額を記載した領収証を作成し、又は市の補助事業とは全く無関係の振込依頼書を当該実績報告書へ添付して、補助対象経費として計上したことが組合担当職員の聞き取りにより判明した。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑬ーii クエ放流育成事業・ガシラ放流育成事業（平成24年度から平成29年度まで）

《7・8》

クエ放流育成事業に係る概要については、⑬ーiの項にて先述のとおりである。一方、ガシラ放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であつて、水産資源の涵養を図り、根魚であるガシラを中間育成し放流することにより、漁業経営の安定化を図ることを目的として、平成24年度から平成30年度までにおいて実施した事業である。

また、両放流育成事業とも、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であつた。

この項では、両放流育成事業における平成24年度から平成29年度までの調査内容について記述する。

まず、クエ放流育成事業については、毎年晩夏から初秋頃に、平成24年度から平成29年度

までの間、組合は、県内の公的種苗栽培機関において育成されたクエ種苗を無償で譲り受けた後、更に組合員らで構成されるクエ放流グループないしクエ中間育成グループと称する組織が組合の漁港施設内にあった陸上養殖水槽にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを1回から3回に分けて田辺湾内で放流を行ったとしているものである。一方、ガシラ放流育成事業については、毎年5月下旬から6月初旬に、平成24年度から平成29年度までの間、組合は、県内の民間種苗栽培法人B及び当該公的種苗栽培機関において育成されたガシラ種苗を購入した後、更にガシラ放流グループないしガシラ中間育成グループと称する組織がクエ放流育成事業において使用する陸上養殖水槽にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを1回ないし2回に分けて田辺湾内で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された平成24年度から平成29年度までに至る6か年の両放流育成事業の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、クエ放流育成事業においては、中間育成に伴う人件費、餌料費、運搬費及び放流時の用船料等を名下に、ガシラ放流育成事業においては、これらに加え種苗費を名下に、補助対象経費として、いずれの年度においても市決算額と同額程度ないし2倍弱程度となる額を計上していることが確認でき、種苗の水槽移替えや放流時の写真等が添付されている。

しかしながら、両放流育成事業ともそれぞれの実績報告書に記載された尾数こそ放流はされているものの、組合の経理上、本事業に要した経費として、中間育成に伴う作業を行ったとするクエ放流グループないしガシラ放流グループと称する組織に対し、クエ放流育成事業においては、平成24年度から順に56万5,500円、52万6,500円、50万4,000円、53万7,000円、46万6,500円及び29万7,000円、またガシラ放流育成事業においては、平成24年度から順に23万4,000円、17万1,000円、18万9,000円、27万6,000円、21万9,000円及び29万1,000円の市が補助金として交付した補助金額と同額程度以上の出金処理を行い、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行うとともに、それぞれのグループ代表者の署名及び押印のある領収証を当該実績報告書へ添付しているところ、実際には陸上養殖水槽の清掃、網交換、種苗への餌やり等の作業を補助対象経費として認められることとされていなかった組合職員らにおいて行っていたことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者らからの聞き取りにより判明した。

また、当該実績報告書には、平成24年度以降におけるクエ及びガシラの餌料費として、平成24年度から順に合わせて9万4,500円、8万3,790円、11万3,724円、14万3,359円、12万6,857円及び14万1,080円の支払処理を行ったとする振込依頼書が添付されているところ、実際には、平成24年度から平成27年度までにあつては、両放流育成事業のほか同年度に実施した市のマダイ及びイサキ放流育成事業《P24 ⑫-ii マダイ放流育成事業・イサキ放流育成事業（平成18年度から平成29年度まで）の項参照》における餌料費をも含めて、順に15万7,500円、20万9,475円、26万2,440円、30万7,346円の支払を行い、また平成28年度及び平成29年度にあつては、両放流育成事業合わせて、順に6万3,135円及び9万203円の支払を行っているに過ぎないことが明らかとなり、市の補助事業とは全く無関係の振込依頼書を当該実績報告書へ添付して補助対象経費として水増ししたことが組合担当職員の聞き取りにより判明した。

更にこれらに加え、平成24年度以降におけるクエ及びガシラの出船料として、平成24年度にあつては合わせて8万円、平成25年度から平成27年度にあつてはそれぞれ合わせて4万円、また平成28年度及び平成29年度にあつてはそれぞれ合わせて6万円の現金の支払を行ったと

する組合員らの署名及び押印のある領収証が添付されているところ、実際には、1隻1回につき1万円を基本として、平成24年度から平成28年度までにあつてはそれぞれ2万円の、平成29年度にあつては3万円の現金を支払っていたに過ぎず、補助対象経費を水増しするために、組合員らに署名させ、又は組合職員らで署名及び押印するなどして、水増しした金額を記載した領収証を作成し、当該実績報告書へ添付して補助対象経費として計上したことが組合担当職員の聞き取りにより判明した。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、概ね市の予算額程度の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑭ ひおうぎ貝放流育成事業 《6》

ひおうぎ貝放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であつて、水産資源の涵養を図り、また、ひおうぎ貝を中間育成し放流することにより新規漁業の振興を図ることを目的として、平成19年度から平成23年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であつた。

本調査の対象とした平成19年度から平成23年度に至る5か年における当該事業内容については、毎年5月頃、組合は、県内の公的種苗栽培機関において育成された稚貝を有償で譲り受けた後、これを目良漁港内にあつた小割生け簀にて中間育成し、放流サイズまで大きくしたものを田辺湾内で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、中間育成に伴う人件費、かご代、稚貝購入費及び放流時の用船料を名下に、補助対象経費として、市決算額の概ね2倍以上となる額を計上していることが確認でき、放流時の写真が添付されている。

しかしながら、実際には当該実績報告書に記載された枚数こそ放流はされているものの、平成19年度及び平成20年度にあつては、県内にあつた公的種苗栽培機関の閉鎖に合わせ、無償で譲り受けた大量の稚貝を丸かごに入れて、目良漁港沖の小割生け簀にぶら下げて育成し、一定サイズまで大きくしたものを放流したに過ぎなかったにもかかわらず、当該実績報告書には中間育成に伴う人件費、かご代、稚貝購入費及び放流時の用船料を名下に、本事業に要した経費として、毎年度、市の決算額の2倍強となる補助対象経費を計上しており、平成21年度及び平成22年度にあつては、当該実績報告書には稚貝購入費として、順に9万3,500円及び5万2,500円を計上しているところ、実際には、平成21年度から順に3万2,500円及び3万1,500円にて東牟婁郡太地町所在の漁業生産組合から購入し、これらを現金で支払っていたに過ぎず、さらに平成23年度にあつては、ひおうぎ貝の中間育成を行う際に用いるかごを購入したとして2万6,250円を計上しているところ、実際には、石油代の支払を行った際の振込依頼書を、あたかも当該かごを購入したかのように装い、本事業に要した経費として、当該

実績報告書へ記載したものであることが、残存する関係書類及び組合担当職員からの聞き取りにより判明した。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、又は補助対象経費となる支払を全く行っていないにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑮ クルマエビ類放流育成事業《5》

クルマエビ類放流育成事業は、組合を事業の実施主体とする補助事業であって、漁業資源の維持・増大を目指し、採卵・孵化させて育成したクルマエビ類の種苗を放流することにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、昭和46年度から昭和62年度まで実施し、その後、平成8年度から平成18年度まで実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても毎年度の予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成10年度から平成18年度までに至る9か年における当該事業内容については、毎年6月中旬から7月下旬に、平成10年度から平成12年度までにあつては、組合が公的試験機関の協力を得て、クルマエビ・フトミゾエビ等のクルマエビ類から採卵して孵化させ、これを目良漁港内にあつた陸上蓄養水槽にて一定サイズまで育成した後、1回ないし2回に分けて扇ヶ浜地先又は新文里港等で放流を行い、また平成13年度以降にあつては、7月下旬に、旧西牟婁郡日置川町所在の民間種苗栽培法人Cから放流サイズのエビを購入し、これを会津川河口、元島周辺又は新文里港で放流を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、平成10年度から平成13年度までにあつては、中間育成に伴う人件費、餌料費、親エビ購入費、水槽等の設備費及び放流時の用船料を名下に、また平成13年度以降にあつては、クルマエビ類の購入費及び放流時の用船料を名下に、補助対象経費として、市決算額の概ね2倍以上となる額を計上していることが確認でき、放流時の写真が添付されている。

しかしながら、組合の経理上、本事業に要した経費として、平成10年度から平成12年度までにあつては、中間育成に伴う作業の全てを行ったとする小釣会と称する一部組合員らで構成される組織に対し、毎年度60万円の市が補助金として交付した補助金額と同額の出金処理を行い、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行っているところ、実際には、エビへの餌やり等の要員として第三者の個人を雇用し、平成10年度から順に日当6,000円を基本とする24万3,000円、20万7,000円及び15万円の賃金を現金で支払い、そのほか消耗品費、餌料費及び親エビ購入費等として、順に19万6,260円、15万2,559円及び19万8,092円相当の支払処理を行っていたに過ぎないことが、残存する関係書類及び組合担当職員からの聞き取りにより判明した。また、平成13年度以降にあつては、親エビ購入費として、順に62万6,325円、57万6,765円、62万9,265円、59万8,500円、60万円及び54万9,160円の市が補助金として交付した補助金額と同額又は同額程度の支払を行っていたに過ぎないことが、本調査により明らかと

なった。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、市の予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、市へ提出する補助金実績報告書へは、各年度の当該事業予算額に対し、それぞれ適応される補助割合を割り戻して得られた額以上の事業費を水増しして記載するとともに、当該事業費に見合う架空の領収証等を添付するなどして、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを受領していたものである。

⑯ 磯根漁場再生事業・ナマコ漁場造成事業《9・10》

磯根漁場再生事業は、組合が実施する浅海域の磯根漁場機能の再生に取り組む漁業協同組合等の団体に助成を行う市に対する県の補助事業であり、平成27年度から平成30年度までの4か年において実施した事業であって、当該事業における補助金として、市は、県から補助対象経費の1/3相当額の交付を受け、また組合に対して助成を行う市は、当該経費の2/3相当額に、補助割合を1/2とする市の単独補助事業であるナマコの人工生産（ただし、人工生産したナマコの放流部分に係る経費は、県の補助事業の対象経費である。）を行うことでその増殖を目的とした「ナマコ漁場造成事業（以下「市の補助事業」という。）」補助金を加算して、事業実施主体である組合に対し交付したものである。

本調査の対象とした平成27年度から平成29年度までに至る3か年における当該事業内容については、主として、浅海域での漁業振興を図ることを目的として、ナマコの育成場の造成を行い、ナマコ資源の増殖を行ったとの報告がなされている。具体的には、ナマコの育成場として定めた江川地先又は目良地先の事業実施区画内における食害となるウニの除去作業をあらかじめ行うとともに、カキ殻を入れたメッシュ状の袋（以下この項において「天然採苗器」という。）を元島周辺海域に浸け、これに天然の稚ナマコを付着させ、また組合湊浦支所に存する倉庫内の滅菌水槽にて、人工的にナマコを産卵・受精させて繁殖させた後、天然石、カキ殻、及びカキ殻を投入したプラスチック素材のネットを筒状にし、これらを立体的に組み上げたもの（以下この項において「着底基質」という。）に付着させ、当該天然採苗器及び着底基質それぞれを当該区画海底へ沈めて増殖を行ったとしているものである。

組合から市へ提出された平成27年度から平成29年度までの県及び市の補助事業に係る各年度の補助金実績報告書及び事業報告書を確認したところ、日当8,000円ないし1万4,000円を基本とする人件費及び1隻当たり2万7,000円を基本とする用船料のほか、消耗品費を名下に、県の補助事業に係る補助対象経費として、市決算額（ただし、県からの補助金額相当分を含む。）の概ね1.5倍の額を、また市の補助事業に係る補助対象経費として、市決算額の概ね2倍以上の額をそれぞれ計上していることが確認でき、ウニの駆除、天然採苗器の設置や回収、筒状ネットへのカキ殻投入時等の写真が添付されている。

しかしながら、組合の経理上、県の補助事業においては、ウニの駆除、石拾い、天然採苗器の設置や回収等の作業対価として、組合員らに対し、平成27年度から順に延べ107名分93万2,000円、33名分34万円及び33名分38万1,000円、また用船料として、出船した組合員らに対し、順に延べ23回分57万7,000円、11回分29万7,000円及び7回分16万2,000円の出金処理を行い、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行うとともに、組合員らの氏名が記載された

一覧表にそれぞれ押印のある領収証と称する書類を当該実績報告書等へ添付しているところ、実際には、3,000円から5,000円までの日当及び1隻1回当たり1万円を基本とする用船料として、組合員らに対し、平成27年度から順に延べ13名分14万9,000円、8名分17万4,000円及び5名分13万円の現金を支払っていたに過ぎず、その残余金は、「冷凍サバ売上げ」、「冷凍ひろめ売上げ」等として組合会計へ戻入していたことが、残存する関係書類並びに組合担当職員及び関係者らからの聞き取りにより判明した。

また、市の補助事業においては、ネット製作作業、ナマコの産卵・受精、稚ナマコへの餌やり及び水槽水の換水等の作業対価として、平成27年度から順に合計41万2,000円、39万8,000円及び42万6,000円の出金処理を行い、組合員らの一部で組織される一本釣会と称する組織及び2名から5名程度の組合員らに対し、これらの現金を支払ったとする記帳処理を行うとともに、組合員らの氏名が記載された一覧表に、それぞれ押印のある領収証と称する同様書類を実績報告書等へ添付しているところ、実際には、ネット製作作業を除き、それらの作業の全てを組合担当職員において行っていたことが本調査により明らかとなった。

なお、平成29年度の県及び市の補助事業における補助金実績報告書及び根拠資料の提出に際し、組合担当職員は、予定されていた補助対象事業費の額まで達していなかった事業費（この事業費にあってもすでに単価が水増しされたものであった。）を記載した実績報告書等を、事前確認のため、市水産課担当職員宛てに電子メールにて送信しているが、これに対し、当該市職員は、添付されていた組合員らの氏名及び金額等が記載された領収証と称する一覧表に、既に記載のあった組合員らの氏名及び住所を赤字で追記するなどし、「赤字の部分について誰か入力してください。」との指示を行っている。その後、指示を受けた当該組合担当職員は、「赤字の部分」について、実在するものの本事業において何らの作業を行っていない組合員等の氏名及び住所でもって記載し直して、当該市職員に対し、再確認のための電子メールを送信しており、その結果として、当該組合担当職員において、「赤字の部分」を追記・修正した内容に見合う領収証等を作成した上、架空の補助対象事業費を計上した補助金実績報告書及び事業実績書等を市へ提出したものであることが、残存する電子メール及び組合職員らからの聞き取りにより判明した。

結果、漁場環境改善事業における手法と同様に、組合は、県及び市の補助事業を予算額の範囲内の額でしか実施をしていなかったのにもかかわらず、いずれの年度においても、組合担当職員自らにおいて可能な限り水増しし、また平成29年度においては、市水産課担当職員から指示を受けたことによって更に水増しした事業費に見合う架空の領収証を添付した補助金実績報告書を市へ提出する一方、当該市水産課担当職員にあっても、実際の事業費に見合う補助金額以上の補助金を支出することとなることを理解しつつも、市会計手続に付し、毎年度、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを組合へ交付させていたものである。

なお、本年11月14日に実施した当該事業に係る県農林水産部水産局水産振興課との相互確認において、市が県の補助事業の実施に合わせ、市単独事業であるナマコの人工生産を同時に実施（いわゆる「抱き合わせ実施」をいう。）したことについて、県の担当職員らは誰一人としてその事実を知らず、市が県へ相談することなく実施したものであって、このことによって、県と市それぞれの事業に係る補助対象経費が明確に区別できないなどとする指摘がなされ、本調査の対象とする平成27年度から平成29年度までのみならず、平成30年度について

もその全額について補助対象経費として認めることはできない可能性があるとの認識が示された。

しかしながら、県は、あくまで当該県の補助事業の目的を達成するために、組合を支援する市に対して補助金の交付を行ったのであり、一方、市は、ナマコの人工生産を合わせて行うことによって、相乗的にナマコの増殖に資することとなるものであるとの考えの下、組合に対して補助金の交付を行ったものであって、事業の抱き合わせ実施によって、当該県の補助事業の目的や効果に何かしらの悪影響を与え、又は阻害したというよりはむしろ、確実に一定の効果を生んでいると認識していることから、市としては、実際に当該事業に要する経費として支払された経費に限り、補助対象経費として認めることとした。

⑪ 芳養漁港活力ある漁村づくりモデル育成事業・漁村活性化推進事業《20・21》

芳養漁港活力ある漁村づくりモデル育成事業は、地方自治体、水産業協同組合及び地域住民団体等で構成する任意団体に対する国の補助事業であって、安全で良質な水産物を安定的に供給する機能はもとより、自然環境や生態系の保全等の多面的機能を有し、豊かで安心できる国民生活の基盤を支え、国民経済の安定に寄与している漁業者を中心とする漁村地域において、漁獲量の減少や漁業就業者の減少・高齢化を背景に過疎化が進行し、漁村地域の有する多面的機能に支障が生じてきている中、地域自らが考え行動する先導的な取組を誘発することを目的とし、平成20年度において実施した事業である。また同時に、市においても、当該事業の実施を推進するために「漁村活性化推進事業」と称する補助金制度を設け、国の補助金に上乗せして補助を行ったものである。

なお、芳養漁港活力ある漁村づくりモデル事業における国の補助割合は、補助対象事業費の1/2であり、漁村活性化推進事業における市の補助割合は、予算額の範囲内で、補助対象事業費の1/4であった。

本調査の対象とした平成20年度の両事業においては、組合並びに船びき網漁業及び一本釣漁業の代表者をはじめ、地域住民団体として、松原町内会、井原町内会、上芳養公民館、中芳養公民館、芳養公民館、芳養婦人会のほか、紀南農業協同組合などで構成される「芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会」が、地域振興のための重要な資源である芳養漁港丸ごとを「田辺市民の交流・ふれあい拠点」の一大ステージと捉えて「芳養しおさいまつり」を実施し、軽トラックを活用した地域産品市及び地元水産物の販売促進並びに魚食普及を推進するための料理教室の開催や地元イベントへの参加、また地元小学生に対する稚魚放流体験や学習会等を行ったものであり、当該協議会の実質的な事務局を市水産課が担当し、会計処理を組合が担当していた。

市に残存する事業実績報告書、収支決算報告書等を確認したところ、国からの補助金143万4,000円及び市からの補助金71万7,000円のほか、地元負担金として、組合からの58万7,182円、松原町内会、井原町内会、芳養婦人会、上芳養公民館及び紀南農業協同組合からそれぞれ1万円ずつ、また協賛企業から10万円の合計288万8,182円の収入に対し、当該事業を実施するに当たり行った視察に伴う旅費、販売促進に伴う消耗品費、食材費及び旅費、料理教室開催に伴う講師謝金及び旅費、稚魚放流体験に伴う種苗の中間育成費、消耗品費、用船料及び児童送迎用バス借料並びに広告費等、テント及び仮設トイレの借料として、収入額と同額

の支払を行ったことが確認でき、イベント開催風景及び視察時の写真が添付されている。加えて、当該協議会では、当時の組合職員を会計幹事とする「芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会」名義の金融機関口座（以下「第一口座」という。）を作成して入出金処理を行っており、一見すれば、当該協議会の事業資金が適切に運用・管理されていたことが窺い知れる。

しかしながら、大阪府内所在の田尻漁港及び岡田浦漁港それぞれの日曜朝市並びに紀の川市所在のＪＡ紀の里ファーマーズマーケットめっけもん広場を視察したとして、当該協議会員ら12名の参加者に対し、1名当たりの旅費1万1,000円を基本とする合計13万2,000円の出金処理を行い、それぞれに現金の支払を行ったとする記録がなされているところ、実際には、視察参加者12名のうち、市職員4名及び組合職員1名を除く協議会員ら7名に対してのみ1人当たり2,200円を基本とする合計1万5,400円の日当の支払を行い、2台分のレンタカー借料3万8,000円、高速道路通行料及びガソリン代合わせて1万5,178円の合計6万8,578円相当の支払処理を行っていたに過ぎず、これらを差し引いた残余金6万3,422円については、会計幹事を担当していた組合職員を会計者とする「新芳養漁港振興会」名義の金融機関口座（以下「第二口座」という。）へ入金していたことが、それぞれの通帳及び関係書類を確認して判明した。また、地元小学校4校の小学生ら135名を対象としたマダイ及びイサキの稚魚放流体験については、第一口座から用船料・操業料として25万円及びこれら種苗の中間育成費として61万6,000円の合計86万6,000円の出金処理を行い、これらを組合及び組合経由で組合員らにその全額の支払を行ったとする記録がなされているところ、実際には、当該出金処理された現金のうち、組合に対し、当該協議会への立替金の返戻金として46万8,700円の支払をし、また組合宛てに用船料・操業料として支払を行ったとする12万円のうち6万円については、市のマダイ・イサキ放流育成事業《P24 ⑩－ii マダイ放流育成事業・イサキ放流育成事業（平成18年度から平成29年度まで）の項参照》において、組合職員名義で作成された金融機関口座へ入金されたものであって、差額の6万円については、組合が保管するいかなる書類や帳簿にも記録が残されておらず、確認ができなかった。また、当該出金した86万6,000円のうち、これらを差し引いた残余金27万7,300円についても、第二口座へ入金していたことが本調査により判明した。さらに、岐阜県中津川市において毎年開催されている「中津川ふるさとじまんまつり」にて販売促進を行った際の旅費として、市水産課担当職員1名に対し、第一口座から4万1,800円の出金処理を行っているところ、実際には、市の会計上、産業政策課（平成20年4月から平成24年7月まで市産業部内に設置されていた課である。）における地域ブランド推進事業に要する経費として既に同額が支給されていたものであって、第一口座から過分に出金処理された4万1,800円相当の現金についても第二口座へ入金していたことが明らかとなった。

加えて、組合職員及び協議会員それぞれ1名並びに市職員ら2名が、京阪神地域において大手小売業者が保有する小売店舗にて2日間の販売促進を行ったとする旅費については、電車を移動手段とする旅費明細書を作成し、これに基づき、第一口座から合計10万3,920円の出金処理を行い、それぞれに現金の支払を行ったとする記録が残されているところ、実際には、市水産課担当職員1名が2日間、また他の市職員ら3名が日帰り、いずれも公用車への乗り合わせによる出張であって、日当・旅費、高速道路通行料及びガソリン代として合計3万5,185円相当の支払を行っているに過ぎず、これを差し引いた残余金6万8,735円についても、

第二口座へ入金していたことが本調査により判明した。

なお、これらの処理における第二口座への入金については、当該協議会の運営費を捻出するため、市水産課担当職員が当該会計担当者である組合職員に対し指示したものであることを、残存する通帳及び関係書類並びに市水産課担当職員及び組合職員らからの聞き取りにより確認し、その結果、当該事業における平成20年度末時点の第二口座内の預金が実際には42万5,806円であって、その全てが翌年度以降の事業運営資金として繰り越しされていることが判明した。

結果、市水産課担当職員は、当該協議会の運営費を捻出することを目的として、組合の協力を得た上、虚偽の領収書（証）等を作成し、又は組合に対して虚偽の領収証を発行させるなどし、これを補助金実績報告書等へ添付することで、国及び市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを当該協議会へ交付させていたものである。

⑱ 芳養いきいきふれあいまちづくり事業（みんなでまちづくり事業費補助金）《22》

芳養いきいきふれあいまちづくり事業は、国の「芳養漁港活力ある漁村づくりモデル育成事業」に引き続き、芳養地域の振興のために重要な資源となる芳養漁港丸ごとを「田辺市民の交流・ふれあい拠点」の一大ステージと捉えて「芳養しおさいまつり」を実施することを目的として、地域団体が平成21年度から現在においても実施している事業であり、特段、平成21年度から平成23年度までにあつては、市民による主体的なまちづくりの推進を図るため、市民団体が行う公益事業に対して交付する補助金、いわゆる市自治振興課所管の「みんなでまちづくり補助金」を活用して実施した事業である。

なお、市の補助割合は、いずれの年度においても、上限額を20万円とする補助対象事業費の1/2であった。

本調査の対象とした平成21年度から平成23年度までの3か年に至る当該事業内容については、組合職員ら2名を含む芳養地区の船びき網漁業並びに一本釣漁業の代表者をはじめ、地域住民団体として、松原町内会及び井原町内会並びに上芳養地区及び中芳養地区役員などで構成する「芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会」が「芳養しおさいまつり」を実施し、軽トラックを活用した地域産品市及び地元小学生に対する稚魚放流体験や学習会等を5月と9月の2回行ったものであり、当該実行委員会の実質的な会計処理を含む事務局を市水産課が担当していたものであった。

市に残存する事業実績報告書、収支決算報告書等を確認したところ、干物加工場見学に対する講師謝礼、稚魚放流体験に伴う用船料並びに保険料、広告費及び仮設トイレの借料等を名下に、補助対象経費として、市決算額の概ね2倍以上の額を計上していることが確認でき、イベント開催風景及び視察時の写真が添付されている。また、当該実行委員会では、当時の公民館長を委員長とする「芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会」名義の金融機関口座（以下「第三口座」という。）を作成して入出金処理を行っており、一見すれば、当該実行委員会の事業資金が適切に運用・管理されていたことが窺い知れる。

しかしながら、小学生を対象としたマダイ及びイサキの稚魚放流体験に伴う費用に関し、第三口座から用船料・操業料として、平成21年度にあつては20万円、平成22年度及び平成23年度にあつてはそれぞれ30万円の出金処理を行い、これらを組合経由で組合員らにその全額

の支払を行ったとする記録がなされているところ、実際には、平成21年度及び平成22年度にあつては、組合へは毎年度4万円のみの支払を行い、差額となるそれぞれ16万円及び26万円を第二口座へ入金し、また平成23年度にあつては、出金処理した30万円の全額を第二口座へ入金していたことも明らかとなった。

なお、平成21年度及び平成22年度に組合へ支払われたそれぞれ4万円について、まず平成21年度にあつては、組合から組合員らへ支払われたと推認できる額が2万円に過ぎず、残額の2万円を組合担当職員が市のマダイ・イサキ放流育成事業《P24 ⑩－ii マダイ放流育成事業・イサキ放流育成事業（平成18年度から平成29年度まで）の項参照》において当該組合職員名義で作成した金融機関口座へ入金し、また平成22年度にあつては、その全額を当該金融機関口座へ入金していたことが判明している。

特段、平成21年度にあつては、補助金交付申請書に記載した補助対象外経費の内容に合わせるため、市水産課担当職員において放流体験用の種苗育成費33万円の出金処理を行い、組合に対し、その全額の支払を行ったとする記録がなされているところ、実際には、単に第二口座へ入金したに過ぎず、また平成22年度にあつては、当該まつりで実施したゲームの景品として、トラック市で利用できる1万2,900円相当の金券代（ただし、実際には補助対象外経費である。）を捻出するために、市水産課担当職員が架空の領収書をもって補助対象経費として計上するとともに、第一口座から同額の出金処理を行って当該金券代に充当し、さらに平成23年度にあつては、当該実行委員会から種苗の中間育成費として支払した事実がなかったのにもかかわらず、事業実績報告書に添付された収支決算書上、補助対象外経費として「放流体験用稚魚中間育成費19万円」を計上していたことなども本調査により判明した。

したがって、用船料・操業料を名下とした領収証のいずれもが組合において発行されたものであることを鑑みれば、市水産課担当職員は、当該実行委員会の運営費を捻出することを目的として、組合の協力を得た上、虚偽の領収書（証）等を作成し、又は組合に対して虚偽の領収証を発行させ、これを実績報告書、収支決算報告書に添付するなどして、毎年度、市に対し、水増した事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせ、これを当該協議会へ交付させていたものである。

5. 明らかとなった問題点

本調査において、その対象とした463事業を詳細に調査したところ、次のような問題点が明らかとなった。

まず、市及び組合それぞれの責務と役割の下、国及び県その他関係機関の指導・支援を受けながら、共に長年にわたり数多くの水産関連事業を実施してきたところ、様々な要因を背景に昭和50年代をピークに漁獲高が年々減少してきたことは、本報告書の冒頭に先述のとおりである。こうした状況の下、市水産課においては、いつの頃からか組合の経営が厳しい状況にあるという認識が定着し、これが引き継がれている。

確かに、事業を実施すれば実績としての結果が残るものであり、特に放流育成事業にあっては漁獲量の減少抑制の一翼を担っていることもまた事実である。また、事業を実施するもその効果がすぐさま生起するものではないことに鑑みれば、これを継続して実施することにたいへん重要な意義を有するものである。一方で、市及び組合においては、本来、事業を実施するに伴って市から支出される補助金等が公金であり、それが住民からの税金その他貴重な財源により賄われていることを熟考し、その上で公益性・効果性、的確及び適確性について十二分に検討し、最小の経費で最大の効果を挙げなければならない責務を有している。

しかしながら、市水産課に在籍していた市職員らから聞き取りした結果、市水産課では、過去には県とともに放流魚にタグを取り付け放流するなど追跡調査を実施していたこともあったものの、その後は県の調査情報等を受けながらの実施に留まっており、市独自の効果検証を実施するには至っておらず、イセエビ放流事業等において見られるように、事業を実施するに当たって、事業そのものの公益性・効果性、その手段の的確性、また手続の適確性について客観的に考究することなく、前任職員から無批判的に引継ぎを受け、所掌している事業を単に熟^{こな}していた者が多数いたように見受けられた。しかるに、実際に組合の帳簿を確認し、または経営診断士等専門家による分析あるいはこれらの意見を徴するなどして組合の現状を把握することなどかなわず、一線を画して共に事業を進めるという本来あるべき姿が、「組合が潰れてはいけない。組合を潰してはならない。」という潜在意識の下、事業を単に進めるという構図へと次第に移り変わってきたことも否めない。

ところで、補助金の交付手続においては、基本的に、まず補助申請事業者から提出された補助金交付申請書及び当該事業等に関する事業計画書並びに収支予算書に関し、当該書類の適否及び補助金等交付の適否について審査を行い、加えて、行おうとする事業が法令の規定及び補助金等の交付の目的に従っている場合にあっては、財務会計上における支出負担行為を行って法令又は予算との整合性を確認するとともに、当該事業者に対し、交付の決定を行わなければならないこととなっている。その後、事業を完遂させた当該事業者からの補助金実績報告書の提出を受け、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、交付すべき補助金の額を確定した上、当該事業者から提出された補助金交付請求書に基づき、財務会計上の支払処理を行うこととなっており、これらは地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに同法施行令（昭和22年政令第16号）及び市会計規則（平成17年田辺市規則第43号）並びに市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号）において定められている。また、補助対象となる者、補助対象となる事業、補助対象となる経費等の対象範囲を明らかにするため、事業によっては個別の交付要綱を制定し、

その規定に沿った運用をしているのが通例となっている。

そうした中、市では、平成24年度において、本件とは無関係の補助金支出に係る審査が不十分であったことを原因とする不正問題が明らかとなったことを受け、市補助金等交付規則等を遵守することを基本事項として、補助申請の段階において、補助申請者をして当該事業の実施責任者及び会計責任者について明確に位置付けをさせ、また、補助事業の交付決定を行う段階において、透明性・公平性を確保するための審査体制をそれぞれの部署にて確立するとともに、実績報告の段階においても実績の報告及び検査の方法を定め、必ず複数の市職員による内容精査を行うなどの補助制度全般にわたる改善策を講じることとし、平成24年10月29日、課長級職員に対し、これらを各所属職員に指導徹底するよう副市長通達を行うとともに、その後に実施した全庁的な補助制度執行状況調査結果を踏まえ、事務手続上問題のあった35事業（ただし、市水産課における6事業を含む。）について改善が図られた報告がなされている。

市水産課に残存する関係書類を確認すれば、確かに平成24年度を境に後年度以降、組合から提出された補助金交付実績報告書及び事業報告書等には、これら内容を証するものとして請求書などの疎明資料が添付されており、当該副市長通達による一定の効果も表れているものと考えられる。

しかしながら、本調査において、市水産課に在籍していた複数の市職員からは、長年にわたる市と組合との信頼関係の中で、「まさか組合が不正を行っている。」などとは考える余地もなく、組合から提出された書類上の数字を表面的に確認し、あるいは放流事業等の執行に当たっても、市職員が現地へ出向いていたものの、その際に具体的な数量確認を行わず、単に作業を手伝っていただけに過ぎなかったとの証言を得るとともに、一部の市水産課職員においては、組合に対し、虚偽の実績報告を行うような働きかけがなされたり、組合から提出された実績報告書等の記載内容が部分的に事実とは異なることを認識していた者がいたことも聞き取りにより判明した。他方、複数の組合職員からは、組合が市の予算額の範囲内の額でしか事業を実施していなかったのにもかかわらず、毎年度、市から可能な限りの補助金を受領するため、実際の事業費に見合う補助金額以上の補助金を過分に利得することになることを認識しつつも、事業費を水増しした虚偽の実績報告書及び事業報告書等のほか、これらの記載内容を証する領収書（証）等を当該組合職員ら自らが作成し、又は「少ない予算（いわゆる「補助金額」を指す。）で市の事業をしなければならぬ。」などと説得し、組合員らに協力させて作成するなどしてこれらを市に提出し、結果、市に対し、水増しした事業費に基づく過大な補助金の支出を行わせていたとの証言も得ている。

当然、このような状況に至るには原因が存在するものであり、本調査の結果、複数の要因が複雑に絡み合っていることが明らかとなった。

まず、市水産課における所掌事務及び職員体制については、**1. 概要－(1) 市と漁業協同組合の責務と役割**の項に先述のとおりであるが、様々な要因による漁獲量の減少傾向を背景に、本調査の対象となった事業を含む数多くの事業を実施しなければならなかった状況の中、必ずしも配置職員数が多かったとは言えない市水産課において、あらかじめ事務担当職員の定められた事業を、当該者以外の市水産課職員が部分的に担当するなどしていた状況があり、当該事業に対する責任の所在が極めて曖昧となっていた様子が窺え、また、前任職員からの事務引継においては、過去の書類を見て同じ手順を行うよう、あるいは放流事業等の執行時においては、現地へ出向いてその履行状況の写真を撮るよう指示を受けるのみであって、事業の意義を重要視した引継ぎが必ずしもなされていなかったこともあり、後任職員が事業本来の効果や目的等を詳細に理解する

ことなく流れ作業的に事務処理を行っていた状況を鑑みれば、市水産課職員誰しにおいても、責任感が希薄化していったであろうと考えられる。

また、水産業に対する経験又は見識のある市職員（以下「市見識職員」という。）に対し、管理職を含む当該者以外の市水産課職員らにあっては意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}し、市見識職員の誤ったやり方や意見が正しいとの認識の下、長年にわたり安直な事務処理を行ってきており、そうした状況の中、ここ数年においては、不正等の行為を市水産課内部で問題視し、これを上司に相談した一部市水産課職員もいたものの、結局、これらが改められることなく漫然と従前どおりの事務処理が続けられていたことも事実であり、市水産課における組織としての脆弱^{ぜいじ}さが浮き彫りとなった。

したがって、市水産課におけるこういった状況は、本調査によって明らかとなった不適切な事務処理を惹起^{じやっ}させるに足る要因が遺憾にも揃^{そろ}っていたと言わざるを得ないものである。

6. 調査結果を踏まえて講じた措置

これまで市及び組合は、相互の信頼関係の中で、低迷している水産業を立て直さなければならぬという共通認識の下、多角的な観点から幅広く情報を収集しつつ、当地域に適した持続可能な事業を模索するため、それぞれが試行錯誤を繰り返しながら数多くの事業を実施してきたことは周知の事実である。しかしながら、その手続方法等については、長年にわたり、その相当部分において適切ではなかったことが本調査により明らかとなり、この点については、当地域の抱える窮状も踏まえ、市及び組合それぞれの責務と役割について今一度再確認し、水産関連事業の実施を停滞させることなく、これまで以上に推し進めていかなければならない。そうしたことから、市水産課として次のような必要な措置を講じ、又は講じることとした。なお、今後において、更なる措置を講じる必要があると認められる場合においては、その必要性に応じ講じていくこととしている。

① 補助金交付要綱の制定

水産関連の事業費補助金については、これまで補助対象となる者、補助対象となる事業及び補助対象となる経費等の対象範囲について明文化した個別の補助金交付要綱を制定しておらず、市補助金交付規則を適用して交付手続を行っていたことから、市への提出書類（ただし、添付書類等を含む。）を含め、これらを明確化・具体化した補助金交付要綱を制定するとともに、今後新たに実施する事業にあつては、その都度要綱を制定することとしている。加えて、申請者に対し、補助金交付事務の適正な執行及び手続を理解してもらうための説明を行うなどし、市補助金等交付規則はもとより補助金交付要綱等に則った補助金交付事務の確実な運用を図っている。

② 各種提出書類における審査の厳格化

組合から提出された補助金実績報告書に添付された領収証等の根拠書類について、使途等を明示した明細書類が添付されていないケースが多々見受けられたことから、領収証等に加えて使途が明らかとなる明細書類の提出を求めるとともに、事業担当者に対し、必要に応じて直接聞き取り調査を行うなど、事業目的・趣旨に沿った支出であったかなどを含めた厳格な審査を実施している。また、実際に支払が行われていることを確認するため、これまでの現金による支払方法を原則口座振込による方法へと改めさせ、やむを得ず現金で支払しなければならなかった場合にあっては、組合において管理・保管されている帳簿等との突合調査を必要に応じて実施することとしている。

なお、これまで組合から補助金実績報告書等の提出がなされた場合において、当該補助事業に係る補助対象となる経費と補助対象とはならない経費が混在して記載された領収証や明細書等が添付され、これに補助対象として計上する金額を手書きしたのものが多く見受けられたことから、補助事業の執行における透明性・客観性を確保するため、補助事業ごとに補助対象となる経費と補助対象とはならない経費を仕分した請求書等をもって個別に支払処理を行わせることとし、やむを得ずこれらの経費を仕分することができず一括支払処理を行った場合にあっては明確な理由を付した理由書を添付させることとする。

③ 市直営の放流事業における執行手法等の改善

市直営の放流事業の執行に当たっては、これまでも放流時に市水産課職員が現地へ出向いていたものの、その際に具体的な数量確認を行わず、単に放流作業を手伝っていただけであったことから、複数による市水産課職員の立会いを行うとともに、はかり等による数量確認を行うなどの厳格な実地検査を実施している。また、放流種苗の調達に当たっては、組合に依頼するのではなく、直接市が調達し、支払する方式へと改めた。

④ 海面環境保全事業費補助金の廃止

海面環境保全事業費補助金を廃止する。ただし、操業中に組合員らが回収したごみの廃棄物処理施設への運搬については、その量に応じ、市水産課職員自ら又は市が依頼する廃棄物収集運搬業者らにおいて行うこととした。

⑤ 市水産課が事務局を担当する関連団体における会計事務の改善

市水産課が事務局を担当する関連団体の会計事務については、これまで現金による処理が多く見受けられたところ、原則口座振込による方法へと改めるとともに、このことに伴う支出調書様式の見直しを図った。また、市水産課において管理している通帳について、複数の市水産課職員らでその残高及び執行状況を定期的に確認するとともに、さらに、これまで同一の市水産課職員が処理を行っていた関連団体の会計事務及び市の補助金執行事務をそれぞれ別の市水産課職員が行うことで内部牽制の強化を図っている。

⑥ 水産関係団体における収支の改善

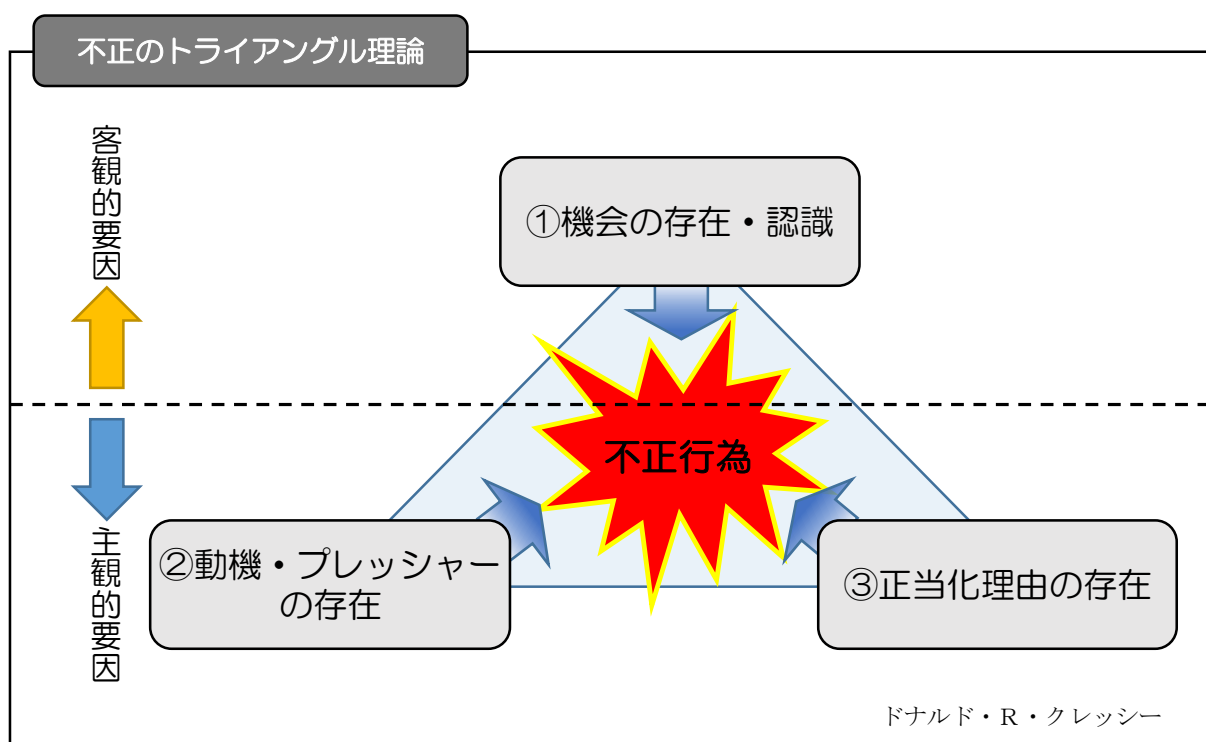
市水産課が事務局を担当する水産振興会の収支については、恒常的に年間支出額が年間収入額を上回っていた状況にあったことから、支出の圧縮に努めるとともに、構成団体からの負担金を増額することにより年間支出額が年間収入額を上回らないような運営改善を行った。

7. 水産振興に関する今後の取組

本調査によって明らかとなった問題点を踏まえ、本市における水産関連事業のあり方について抜本的な見直しを図っていく必要があることから、令和2年度以降、これまで実施してきた各種事業の効果等についての確認を行うとともに、組合員等へのアンケート調査や関係団体等への聞き取り調査を実施した上で、改めて本市の水産業を取り巻く問題・課題等について抽出・整理作業を行うこととしている。さらに、これら作業による結果を踏まえつつ、県からの指導・協力及び組合を管轄する関係自治体等とも連携を図りながら、水産資源の増大や漁場環境の改善をはじめ、漁業経営の安定化、担い手の育成等に資する新たな事業構築を進めていくとともに、PDCAサイクルに基づく効果検証を行う仕組みについて併せて検討を行うこととしている。

8. 行われた不適切な事務処理の分析と執るべき対策

本件のような不適切な事務処理に対しては、1950年代、米国の組織犯罪研究者であるドナルド・R・クレッシーが体系化した「不正のトライアングル理論」に基づいて考えるのが有効である。この理論においては、不正行為は、①「機会の存在・認識」、②「動機・プレッシャーの存在」、③「正当化理由の存在」の3つの不正リスク要因が全て揃ったときに発生すると考えられているものであり、すでに講じている改善対策又は今後講じるべき対策において、不正等リスクの評価・検討にも役立つものである。



① 不正を犯す機会の存在・認識

ここにいう「機会」とは、不正を行おうとすればでき得る状況にあることをいい、客観的要因に属するものである。具体例として、重要な事務処理を一人に任せ、不適切な事務処理を行っても確認せずに承認してもらえるなどというように、必要な相互けん制が行われていない管理上の不備（内部統制機能や内部監査機能の形骸化）が主な原因であり、3リスク要因の中で最も重要な要素である。こういった脆弱な内部統制や内部監査機能は、③の項にいう「悪いことをしてもばれないだろう」、「後で元に戻しておけば大丈夫」などといった正当化のリスクを生じさせる可能性をはらんでいる。

② 不正を犯す動機・プレッシャーの存在

これは、実際に不正等を行う際の心理的なきっかけをいい、主観的要因の1つである。

具体例として、失敗や失速を表に出したくない、ノルマに対する強いプレッシャーあるい

は個人的な金銭問題を抱えているなどが当てはまる。上司や同僚に相談することによって問題を解決することができるのであれば不正等を犯す動機など生じさせることはないのであって、一人で問題を抱え込むことなく誰にでも相談できるような良好な職場環境にない状況において発生するものである。

③ 不正を犯すために正当化する理由の存在

これは、自らの不正な行為を自分自身が積極的に是認する主観的な事情をいい、よって主観的要因の1つに分類されるものである。誰もが有する良心のかしやくを振り切って不正等を犯すには、何らかの力によって背中を押してもらわなければならない、例えば、「自分は信頼されているから悪いことをしてもばれないだろう」、「後で元に戻しておけば大丈夫」、「全体（あるいは他人）のために仕方がない」などという都合の良い解釈がこれに該当する。

本調査における不適切な事務処理をこの「不正のトライアングル理論」に照らしてみれば、組織としてのチェック体制や公金の管理体制に不備（客観的要因である不正リスク要因①の存在）があった中、市見識職員が自身を中心として市水産課の事務を熟していかなければならないというプレッシャー（主観的要因である不正リスク要因②の存在）に加え、管理職を含む市職員の公務員としての倫理観の欠如や公金の適正管理に対する認識の希薄化（主観的要因である不正リスク要因③の存在）が原因となっているものであった。

現在、市水産課における業務については、6. 調査結果を踏まえて講じた措置の項において示したとおり、既にその業務手順等の見直しが行われ、その上で、必要に応じた事務手続の見直しを図るなどの改善を行いながら再発防止対策が厳格に実施されており、これらについては、二度とこういった不適切な事務処理が起こされることのないよう当然に今後も継続していかなければならない。

また、このような見直しは、実際に現金を取り扱う部署に限らず、庁内全体において、補助金支出における透明性・公平性を確保するためにも必要に応じて補助金交付要綱を制定し、これら要綱を含めた市会計規則等の遵守、その手続の重要性について周知を徹底するなど、適正な公金管理体制の更なる強化を図ることはもとより、決して対岸の火事のごとくとして捉えず、それぞれの部署において、事務処理を特定の職員にのみ任せることなく、管理職を含め職員相互に必要なけん制が行われる体制、いわゆる内部統制・内部監査を機能させるには、何を必要とし、何が欠如しているのかを具体的に洗い出し、これらが機能するよう真摯な取組が必要である（不正リスク要因①の排除）ことは言うまでもない。

しかしながら、そうした徹底的なチェック体制・適正な公金管理体制を実施するも、現実問題としてこれらが100%完璧となることはなく、それが故に、これまで同様、管理職を中心に公務員としてふさわしい倫理観や規範意識の醸成を図るための全体的又は職位的区分による研修を継続的に実施することに加え、部署ごとに起こり得る想定事例を基本内容とする部署的区分による研

修を実施するなど、職員としての資質向上や意識改革に向けたより実効性のある抜本的な研修改革（不正リスク要因③の排除）が必要であると考え。さらに、市職員個人が不正等を生む原因となりうる事情を抱えていないかを把握するため、あるいは不正等を知ったものの部署内で相談することのできない市職員が躊躇することなく通報することのできるような体制や環境を充実（不正リスク要因①及び②の排除）させるとともに、不正等を生む職場の土壌を排除し、かつ、職務に精通する職員育成を図るため、長期にわたる人事配置や極端に早期の配置転換などを控え、これまで以上に適切な人事配置の実施が必要である（不正リスク要因②及び③の排除）。

9. 調査結果を踏まえた今後の取組

(1) 不正等の金額の請求手続と返還手続

① 請求手続

市が請求すべき不正等の金額については、遅延損害金の考え方を含め、弁護士と協議を行いながら、関係法規所定の手続に則り、当該不適切な行為を行った事業の実施主体等に対し、迅速かつ適切に返還を求めていくこととしている。

② 返還手続

市が返還すべき不正等の金額については、本調査による結果内容について十分な説明を行い、その上で国及び県においてなされた判断に基づき、速やかに返還手続を進めていくこととしている。

(2) 職員の処分

本調査により、市水産課が所掌する事業において不正等の全容が明らかとなり、その不正等の金額が確定したところであるものの、職員に対する処分については、行われた不正等の事実に基づき、当該不適切な行為が行われることとなった原因、これらが行われたことによる結果や影響などを総合的に勘案して行う必要があることから、現在、当該不適切な行為が行われていた事業に関与した市職員それぞれの関与の度合い等について精査を行っているところであり、その結果を踏まえ厳正な判断を行うこととしている。

(3) 検証委員会の設置

ここ近年において、本市では、市職員による不適切な会計処理事案が度々明らかとなっている状況の中、特段、平成24年度において明らかとなった事案は、住民からの税金その他貴重な財源を原資とする補助金を活用して実施された事業におけるものであった。その際には、市補助金等交付規則等を遵守することを基本事項として、補助申請の段階において、当該事業の実施責任者及び会計責任者について明確に位置付けをさせ、また、補助事業の交付決定を行う段階において、透明性・公平性を確保するための審査体制をそれぞれの部署にて確立するとともに、実績報告の段階においても実績の報告及び検査の方法を定め、必ず複数の市職員による内容精査を行うなどの補助制度全般にわたる改善策を講じることとし、事務手続上問題のあった他の事業についても一定の改善がなされた。

しかしながら、そうした中で、今回、市水産課が所掌する補助事業において不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなり、殊更それが補助金の交付事務に係るものであったことを踏まえ、市の補助金交付事務の適正な執行等に関する検証を行うことなどを目的として、地方自治分野に詳しい弁護士等の有識者からの意見を徴するため、補助金交付事務適正執行検証委員会（仮称）を設置することとしている。

□年度・事業別補助金等支出済額及び不正等の金額一覧

事業費・補助額・不正額 事業名		実績報告書に基づく内容		調査結果に基づく内容			年度別不正額									
		報告事業費	支出済額	正事業費	正補助額	不正等の金額	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
1	イセエビ放流事業（湊浦）（＊）	20,342,545	20,342,545	11,166,619	11,166,619	9,175,926	0	842,400	702,000	702,000	808,353	622,260	621,810	614,250	485,100	520,800
	イセエビ放流事業（田辺）（＊）	2,588,560	2,588,560	2,069,167	2,069,167	519,393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	ヒラメ放流育成事業	1,480,000	480,000	480,000	240,000	240,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3	マダイ放流育成事業（＊）	26,224,755	12,000,000	6,771,728	3,385,860	8,614,140	373,957	385,837	394,221	391,951	399,919	427,097	500,923	467,978	452,282	490,097
4	イサキ放流育成事業（＊）	55,802,346	27,200,000	26,087,483	13,043,735	14,156,265	1,175,314	1,247,344	1,316,150	1,303,274	1,377,406	1,142,916	1,461,027	1,122,803	675,816	575,643
5	クルマエビ放流育成事業	8,895,000	4,200,000	3,748,199	1,874,099	2,325,901	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6	ひおうぎ放流育成事業（＊）	1,195,300	560,000	95,715	47,857	512,143	－	－	－	－	－	－	82,619	85,000	84,524	100,000
7	クエ放流育成事業（＊）	7,261,995	3,300,000	865,043	432,520	2,867,480	163,276	264,581	275,724	273,314	274,839	244,127	393,250	242,099	361,511	374,759
8	ガシラ放流育成事業（＊）	2,653,047	1,190,989	1,128,841	564,419	626,570	138,604	116,126	124,415	94,059	94,990	58,376	－	－	－	－
9	磯根漁場再生事業 «県»	2,728,848	1,819,233	555,516	370,343	1,448,890	269,211	300,913	878,766	－	－	－	－	－	－	－
10	ナマコ漁場造成事業	1,482,095	645,000	254,094	127,046	517,954	192,900	187,628	137,426	－	－	－	－	－	－	－
11	水産物販売促進事業	13,404,563	6,510,111	10,089,764	4,967,301	1,542,810	64,339	0	88,739	0	0	85,250	256,617	251,400	169,876	426,466
12	地域水産物加工商品開発事業	4,867,738	2,399,541	2,349,901	1,163,686	1,235,855	100,000	100,000	102,450	117,000	77,625	119,950	0	171,981	170,549	276,300
13	新農林水産業戦略プロジェクト推進事業 «県»	12,247,060	8,727,000	7,477,359	5,608,018	3,118,982	－	－	－	－	－	－	893,898	1,007,755	1,217,329	－
14	ヒロメ販売市場拡大事業	8,339,007	4,527,510	3,990,282	2,378,121	2,149,389	136,310	68,227	324,653	322,063	579,295	718,841	－	－	－	－
15	ヒロメ洗浄工程研究事業	1,003,402	750,000	219,712	164,784	585,216	－	－	－	585,216	－	－	－	－	－	－
16	ヒロメ生産拡大支援事業	4,561,310	2,250,000	1,666,666	833,333	1,416,667	－	－	－	500,000	916,667	－	－	－	－	－
17	イサキ販売市場拡大事業	9,212,081	4,513,575	6,892,684	3,446,341	1,067,234	－	－	－	19,207	283,744	163,589	268,029	332,665	－	－
18	漁場環境改善事業	11,841,000	6,750,000	6,337,768	4,048,780	2,701,220	530,303	530,303	530,303	1,110,311	－	－	－	－	－	－
19	【振興会】海面環境保全事業	9,650,620	9,527,870	6,050,035	6,049,350	3,478,520	174,700	173,820	172,720	119,980	341,875	344,075	349,420	261,080	340,200	99,635
20	【協議会】活力ある漁村づくりモデル育成事業 «国»	2,888,182	1,434,000	2,436,925	1,218,000	216,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	216,000
21	【協議会】漁村活性化推進事業	2,888,182	717,000	2,436,925	609,231	107,769	－	－	－	－	－	－	－	－	－	107,769
22	【委員会】芳養いきいきふれあいまちづくり事業	2,228,725	740,000	1,142,525	374,151	365,849	－	－	－	－	－	－	149,814	136,096	79,939	－
総 計		213,786,361	123,172,934	104,312,951	64,182,761	58,990,173	3,318,914	4,217,179	5,047,567	5,538,375	5,154,713	3,926,481	4,977,407	4,693,107	4,037,126	3,187,469

＝注記＝
1. （＊）を付した事業は、第三者委員会による調査において調査対象とされた事業を示す。
2. «国»又は«県»を付した事業は、国庫補助金又は県補助金の交付を受けた事業を示す。
3. 【振興会】は「水産振興会」を、【協議会】は「芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会」を、【委員会】は「芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会」を指す。
4. －の記載のあるものは、事業未実施を表す。
5. 赤字は、請求権が消滅したものと考えられるものである。

□年度・事業別補助金等支出済額及び不正等の金額一覧

事業費・補助額・不正額 事業名		実績報告書に基づく内容		調査結果に基づく内容			年度別不正額								
		報告事業費	支出済額	正事業費	正補助額	不正等の金額	19	18	17	16	15	14	13	12	11
1	イセエビ放流事業（湊浦）（*）	20,342,545	20,342,545	11,166,619	11,166,619	9,175,926	633,150	94,500	1,009,008	428,400	151,200	0	404,250	166,005	370,440
	イセエビ放流事業（田辺）（*）	2,588,560	2,588,560	2,069,167	2,069,167	519,393	0	0	21,483	71,400	63,000	0	73,500	65,100	224,910
2	ヒラメ放流育成事業	1,480,000	480,000	480,000	240,000	240,000	-	-	-	-	-	-	120,000	120,000	0
3	マダイ放流育成事業（*）	26,224,755	12,000,000	6,771,728	3,385,860	8,614,140	648,215	678,140	729,252	624,271	400,000	400,000	400,000	450,000	0
4	イサキ放流育成事業（*）	55,802,346	27,200,000	26,087,483	13,043,735	14,156,265	784,885	488,517	353,515	354,080	209,270	185,254	218,674	164,377	-
5	クルマエビ放流育成事業	8,895,000	4,200,000	3,748,199	1,874,099	2,325,901	-	338,495	314,286	315,000	300,350	325,350	301,750	430,670	0
6	ひおうぎ放流育成事業（*）	1,195,300	560,000	95,715	47,857	512,143	160,000	-	-	-	-	-	-	-	-
7	クエ放流育成事業（*）	7,261,995	3,300,000	865,043	432,520	2,867,480	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	ガシラ放流育成事業（*）	2,653,047	1,190,989	1,128,841	564,419	626,570	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	磯根漁場再生事業「県」	2,728,848	1,819,233	555,516	370,343	1,448,890	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	ナマコ漁場造成事業	1,482,095	645,000	254,094	127,046	517,954	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	水産物販売促進事業	13,404,563	6,510,111	10,089,764	4,967,301	1,542,810	50,123	150,000	-	-	-	-	-	-	-
12	地域水産物加工商品開発事業	4,867,738	2,399,541	2,349,901	1,163,686	1,235,855	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	新農林水産業戦略プロジェクト推進事業「県」	12,247,060	8,727,000	7,477,359	5,608,018	3,118,982	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	ヒロメ販売市場拡大事業	8,339,007	4,527,510	3,990,282	2,378,121	2,149,389	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	ヒロメ洗浄工程研究事業	1,003,402	750,000	219,712	164,784	585,216	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	ヒロメ生産拡大支援事業	4,561,310	2,250,000	1,666,666	833,333	1,416,667	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	イサキ販売市場拡大事業	9,212,081	4,513,575	6,892,684	3,446,341	1,067,234	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	漁場環境改善事業	11,841,000	6,750,000	6,337,768	4,048,780	2,701,220	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	【振興会】海面環境保全事業	9,650,620	9,527,870	6,050,035	6,049,350	3,478,520	171,155	137,055	117,435	0	38,390	152,715	176,035	178,395	129,835
20	【協議会】活力ある漁村づくりモデル育成事業「国」	2,888,182	1,434,000	2,436,925	1,218,000	216,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	【協議会】漁村活性化推進事業	2,888,182	717,000	2,436,925	609,231	107,769	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	【委員会】芳養いきいきふれあいまちづくり事業	2,228,725	740,000	1,142,525	374,151	365,849	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総 計		213,786,361	123,172,934	104,312,951	64,182,761	58,990,173	2,447,528	1,886,707	2,544,979	1,793,151	1,162,210	1,063,319	1,694,209	1,574,547	725,185

＝注記＝

- 1.（*）を付した事業は、第三者委員会による調査において調査対象とされた事業を示す。
- 2.「国」又は「県」を付した事業は、国庫補助金又は県補助金の交付を受けた事業を示す。
- 3.【振興会】は「水産振興会」を、【協議会】は「芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会」を、【委員会】は「芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会」を指す。
- 4.－の記載のあるものは、事業未実施を表す。
- 5.赤字は、請求権が消滅したものと考えられるものである。

平成30年 5 月15日 産業建設委員会資料

放流事業の不適切な会計処理について

（経緯）

平成30年 4 月27日付け地方紙の和歌山南漁協に係る補助金不正受給の疑いの記事を受け、市でも念のため調査をおこなったところ、平成29年度イセエビ放流事業に不適切と思われる会計処理が発覚した。

さらに調査を進めている中で、海面環境保全事業にも不適切な会計処理がされていたことが発覚した。

（不適切な会計処理の内容）

イセエビ放流事業は、イセエビの種苗を放流して増殖を図ることを目的として、市が事業主体となり和歌山南漁協から事業費の1/2の負担金を得て田辺湾の二か所（磯間地先160kg・目良地先10kg）に合計170kgを放流しているが、平成29年度の磯間地先放流分について122.96kgが水増し請求されており、金額にすると863,200円であった。

このため平成29年度イセエビ放流事業につきましては、実績を精査し返還を求めたい。

（原因）

湊浦支所の不適切な会計処理が要因であるが、事業主体である市が、放流量の確認を怠っていたことも原因である。

（今後の市の対応）

平成28年度以前のイセエビ放流事業についても、法的な考えも踏まえながら調査を実施する。

すでに平成29年度における他の漁協関連事業についても調査を進めている中で、海面環境保全事業費補助金について、市職員の不適切な会計処理があり、詳細については現在調査中です。

海面環境保全事業は、事業主体が田辺市水産振興会で事務局は水産課内にあり、操業の障害となるゴミ類を処理することにより環境保全を図ることが目的である。

（湊浦支所の対応）

非を全面的に認め、市の調査にも積極的に協力することを約束し、市の返還要求があった場合には、応じる考えである。

水産増養殖・水産振興事業補助金等の不適切な会計処理事案に係る調査及び措置に関する報告書（中間報告）

田辺市総務部・農林水産部

令和元年6月10日

1. 平成 30 年 5 月 15 日開催の産業建設委員会における報告内容

平成 30 年 5 月 15 日 産業建設委員会資料

放流事業の不適切な会計処理について

（経緯）

平成30年4月27日付け地方紙の和歌山南漁協に係る補助金不正受給の疑いの記事を受け、市でも念のため調査を行ったところ、平成29年度イセエビ放流事業に不適切と思われる会計処理が発覚した。

さらに調査を進めている中で、海面環境保全事業にも不適切な会計処理がされていたことも発覚した。

（不適切な会計処理の内容）

イセエビ放流事業は、イセエビの種苗を放流して増殖を図ることを目的として、市が事業主体となり和歌山南漁協から事業費の1/2の負担金を得て田辺湾の二か所（磯間地先160kg・目良地先10kg）に合計170kgを放流しているが、平成29年度の磯間地先放流分について122.96kgが水増し請求されており、金額にすると863,200円であった。

このため平成29年度イセエビ放流事業につきましては、実績を精査し返還を求めたい。

（原因）

湊浦支所の不適切な会計処理が要因であるが、事業主体である市が、放流量の確認を怠っていたことも原因である。

（今後の市の対応）

平成28年度以前のイセエビ放流事業についても、法的な考えも踏まえながら調査を実施する。

すでに平成29年度における他の漁協関連事業についても調査を進めている中で、海面環境保全事業費補助金について、市職員の不適切な会計処理があり、詳細については現在調査中です。

海面環境保全事業は、事業主体が田辺市水産振興会で事務局は水産課内にあり、操業の障害となるゴミ類を処理することにより環境保全を図ることが目的である。

（湊浦支所の対応）

非を全面的に認め、市の調査にも積極的に協力することを約束し、市の返還要求があった場合には、応じる考えである。

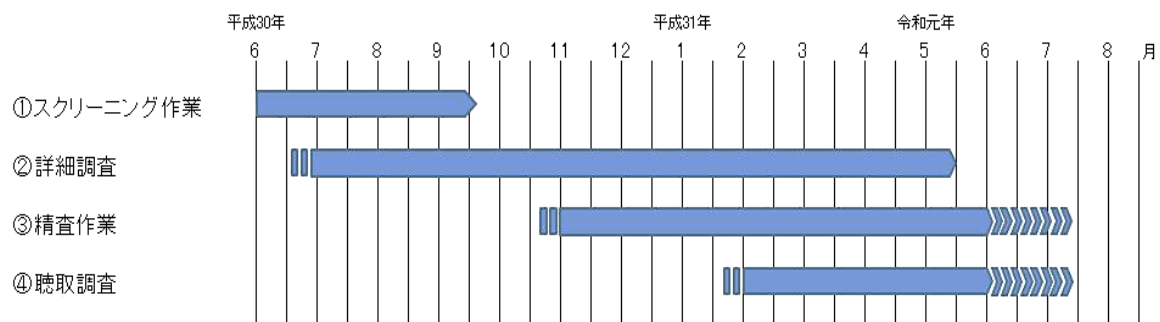
2. 市の調査経過

(1) 調査体制

平成30年6月1日、市水産課における補助金等の不適切な会計処理事案について、徹底的な全容解明及び原因究明を行うため、総務課に課長級1名、主査級1名の専任調査職員を配置。

(2) 調査方針・方法

昨年5月15日、地元紙等にて報道のあった和歌山南漁業協同組合（ただし、平成19年4月3日、田辺、湊浦、白浜、日置及びすさみの5漁業協同組合の合併により設立された協同組合であり、以下「和歌山南漁協」という。）が関与するイセエビ放流事業及び水産振興会を事業実施主体とする海面環境保全事業のみならず、市水産課が所掌する補助事業等について、民法（明治29年法律第89号）第724条に規定される20年を基本として、これらの関係書類が存する間における全ての事業を対象とし、次のような段階的な方法・工程で調査を行っている。



① スクリーニング作業（延べ463事業）

申請書、報告書並びに添付書類及び市への請求書を確認し、その手続の適正、整合性に関するスクリーニング作業を実施し、問題があるか否かを判断。この段階において、調査不能であった延べ9事業を除く延べ176事業については、概ね適正な予算執行が行われていることを確認。

② 詳細調査（延べ278事業）

スクリーニング作業において、問題の疑われる278事業について、既に補助金等交付申請者（以下「申請者」という。）から市へ提出されている申請書、報告書並びに添付資料及び市への請求書等と、本件調査によって収集した総勘定元帳（帳簿又はデータ）、仕訳票等の伝票、申請者が為した売買行為に関する請求書・領収書・納品書及び契約書等の関係書類との突合を実施。

③ 精査作業（延べ278事業）

詳細調査を実施する中において、事実確認の取れない事柄については、担当者、関係者・関係機関への照会によって根拠となる資料を収集し、加えて、これらへの聴取確認を行いながら精査を実施（現在も継続中）。

なお、これまでのメールによる事業担当者との質疑・依頼事項は延べ383項目にわたる。

④ 聴取調査（延べ278事業）

詳細調査及び精査作業と並行して、問題の原因と責任の所在等を明らかにするため、市職員を含む事業担当者、関係者・関係機関への個別若しくは集団聴取を実施（現在も継続中）。

(3) 調査対象書類等

- ① 市保管書類等（31,400枚）
 - ・支出関係調書 ・事業関係調書 ・通帳その他関係書類
- ② 申請者保管書類等（247,200枚）
 - ・総勘定元帳 ・振替支払伝票・振替入金伝票・仕訳票 ・納品書・請求書・領収書
 - ・振込依頼書等 ・通帳その他関係書類
- ③ 申請者以外の関係者・関係機関からの提供書類（30枚）
 - ・納品書・請求書・仕訳票等

3. 和歌山南漁協調査委員会（第三者委員会）意見書

(1) 第三者委員会の構成

- ① 設 置 日 平成30年 8 月13日
- ② 構 成 員 弁護士、税理士、有識者の計 3 名

(2) 第三者委員会による調査報告（概要）

- ① 和歌山南漁協
への提出 平成31年 1 月17日
- ② 市 へ の 報 告 平成31年 2 月28日
- ③ 調 査 対 象 平成19年度から平成29年度までの(a)イセエビ放流事業、(b)他魚種
の放流事業
- ④ 認定事実
 - (a) イセエビ放流事業
 - i 湊浦支所
平成19年度から平成28年度までの間において、別表 1 の C 欄記載のとおり合計
3,520,790円の種苗調達費用を不正に受給したことになる。
 - ii 田辺支所
別表 2 記載のとおり合計75,840円を過大に受給し、同額の余剰金を保有している（但
し、封筒在中金は、67,250円である）が、前記のとおり、必ずしも不正受給とはいえな
いが、同余剰金は、公金であることを鑑みれば、田辺支所において保有しておくべきも
のとはいえない。
 - (b) 他魚種の放流事業補助金
 - i イサキ・マダイ（田辺支所）
平成19年度乃至平成29年度までの間、田辺市からのイサキ・マダイの補助金合計3,020
万円の内、少なくとも50%以上は不正に受給していることが十分推認できる。
 - ii クエ・ガシラ（田辺支所）
田辺市は、放流事業の補助金を事業実績額の50%の補助金を付与するに過ぎないこと
を鑑みれば、田辺支所は、平成19年度乃至平成29年度までの間、田辺市からクエ・ガシ
ラの補助金合計4,490,989円の内、少なくとも50%以上は不正に取得していることが十
分推認できる。
 - iii ヒオウギ貝（田辺支所）
田辺支所の担当者の前記説明は具体的であり、他の漁業放流事業と同様に補助金によ
って収まるような運営を行っていたことが概ね是認できる。よって、田辺市のヒオウギ
貝の補助金は、同事業の50%を支出することができないに過ぎないことから鑑みれば、田
辺支所は、田辺市が支給した補助金合計56万円の内50%以上を不正に受給しているこ
とが認められる。
- ⑤ 不正受給の原因
 - (a) 田辺市から支払われるイセエビ種苗調達費、漁業放流事業の補助金が公金であり、市民
等の血税によるものとの認識に乏しく、むしろ、直接の被害者が曖昧であり、過大に受給
を受けられるならばそれにこしたことはないという湊浦支所、田辺支所における自己の利

得中心的な考え方に基づくものである。

(b) 会計処理を担当者 1 人に任せ、会計処理について全くチェック機能を果たしていない。
また、各会計担当者は、単独漁業協同組合当時の前任者から無批判的に引継を行っている
ことにも原因がある。

(c) （イセエビ放流事業について、）田辺市が事業主体であるにも関わらず、このような安
易な立会により、湊浦支所の不正受給を増大させた一因がある。

⑥ 今後の対応

(a) 自治体が、組合等の利益享受者に対し、分担金を求めたり、補助金を交付するにあたり、
当事者が共通の認識した書面の作成が必要と思われるので、田辺市においても、前記書面
化を検討されるべきである。

(b) 組合は、合併後も組合員において、単独協同組合の意識が強く、組合長、副組合長、理
事らにおいて、組合全体の統治能力が脆弱であり、補助金等の受給に関し、担当者のみに
委ねていた体制を変える必要がある。

4. 市の調査状況

(1) 現時点での市の見解

和歌山南漁協が設置した第三者委員会の意見書の内容と、現時点での市において調査した内容については、概ね一致しており、補助金等支出済額の50%程度が不正又は不適正（以下「不正等」といい、その額を「不正等金額」という。）であると推認している。

(2) 補助金等支出済額及び不正等金額

現在、詳細調査対象事業を調査状況・内容によって分類すると、

- (a) 申請者の内部書類を詳細にチェックしなければ不正等の処理を発見できなかったと推認される事業
- (b) 市のチェックが不十分であったため不正等の処理を見逃すこととなった事業
- (c) 関係団体において、主に市職員が不正等の処理を行った事業
- (d) 申請者及び市それぞれの責任が明確に切り分けできていない事業
- (e) 事務処理が適正に執行されていると認められた事業

の5つに大別することができ、「補助金等として支出した額」と「本来支出すべきであった金額」に乖離のある事業におけるその差額（いわゆる不正等金額）は下表のとおりである（ただし、いずれも単位は、円である。）。

(a) 申請者の内部書類を詳細にチェックしなければ不正等の処理を発見できなかったと推認される事業

事業名等	事業実施主体等	平成29～11年度	
		支出済額	不正等金額
—	—	—	—
小 計	—	—	—

(b) 市のチェックが不十分であったため不正等の処理を見逃すこととなった事業

事業名等	事業実施主体等	平成29～11年度	
		支出済額	不正等金額
イセエビ放流事業(*)	和歌山南漁協（湊浦支所）	20,342,545 (10,171,222)	9,175,926 (4,588,011)
	和歌山南漁協（田辺支所）	2,588,560 (1,294,280)	519,393 (259,696)
小 計	和歌山南漁協（湊浦支所）	20,342,545 (10,171,222)	<▲1,328.1kg> 9,175,926 (4,588,011)
	和歌山南漁協（田辺支所）	2,588,560 (1,294,280)	<▲77.1kg> 519,393 (259,696)

ただし、（ ）内の数値は、市が返還すべき和歌山南漁協各支所分担金を除いた金額であり、< >内の数値は、実際の放流量と実績報告に記載のあった放流量との差である。また、(*)の付した事業は、第三者委員会による調査において、調査対象とされた事業である。

(c) 関係団体において、主に市職員が不正等の処理を行った事業

事業名等	事業実施主体等	平成29～11年度	
		支出済額	不正等金額
海面環境保全事業	水産振興会	9,527,870	3,478,520
小 計	水産振興会	9,527,870	3,478,520

(d) 申請者及び市それぞれの責任が明確に切り分けできていない事業

事業名等	事業実施主体等	平成29～11年度	
		支出済額	不正等金額
ヒラメ放流育成事業	和歌山南漁協（田辺支所）	720,000	[精査中]
マダイ放流育成事業(*)		12,900,000	[精査中]
イサキ放流育成事業(*)		27,200,000	[精査中]
クエ放流育成事業(*)		3,300,000	[精査中]
ガシラ放流育成事業(*)		1,190,989	[精査中]
クルマエビ放流育成事業		4,800,000	[精査中]
ひおうぎ放流育成事業(*)		560,000	[精査中]
ナマコ漁場造成事業		2,464,233	[精査中]
水産物販売促進事業		6,510,111	[精査中]
地域水産物加工商品開発事業		2,399,541	[精査中]
新農林水産業戦略プロジェクト推進事業		8,727,000	[精査中]
ヒロメ販売市場拡大事業		4,527,510	[精査中]
ヒロメ洗浄工程研究事業		750,000	[精査中]
ヒロメ生産拡大支援事業		2,250,000	[精査中]
イサキ販売市場拡大事業		4,513,575	[精査中]
漁場環境改善事業		6,750,000	[精査中]
芳養漁港活力ある漁村づくりモデル育成事業	芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会 (芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会)	1,434,000	[精査中]
漁村活性化推進事業		717,000	[精査中]
芳養いきいきふれあいまちづくり事業		740,000	[精査中]
田辺周辺ふるさと市町村圏事業		200,000	[精査中]
小 計	和歌山南漁協(田辺支所)	89,562,959	[精査中]
	芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会	3,091,000	[精査中]

ただし、(*)の付した事業は、第三者委員会による調査において、調査対象とされた事業である。なお、これらの事業は、最終的に(a)～(c)のいずれかに分類されることとなる。

上記(a)～(d)の合計

実施主体等	平成29～11年度	
	支出済額	不正等金額
和歌山南漁協（湊浦支所）	20,342,545	9,175,926
和歌山南漁協（田辺支所）	92,151,519	[精査中]
水産振興会	9,527,870	3,478,520
芳養漁港いきいきふれあい漁村づくり協議会 (芳養いきいきふれあいまちづくり実行委員会)	3,091,000	[精査中]
総 計	125,112,934	[精査中]

(e) 事務処理が適正に執行されていると認められた事業

事業名等	実施主体等	平成29～11年度	
		支出済額	不正等金額
ヒラメ放流育成事業	新庄漁協	390,000	0
タイワンガザミ類放流育成事業	新庄漁協	1,910,000	0
鮎・アマゴ放流育成事業	熊野川漁協	6,500,000	0
	産業活性化稚鮎・アマゴ放流事業実行委員会	16,842,000	0
	日高川漁協	9,100,000	0
	日置川漁協	6,000,000	0
	富田川漁協	6,000,000	0
ひおうぎ貝放流育成事業	新庄漁協	1,930,000	0
オコゼ放流育成事業	新庄漁協	550,000	0
クエ放流育成事業	新庄漁協	300,000	0
ガシラ放流育成事業	新庄漁協	1,790,000	0
アサリ放流育成事業	新庄漁協	496,680	0
養殖漁業振興事業	丸長食品加工株式会社	9,000,000	0
水産物販売促進事業	新庄漁協	556,354	0
漁船クルージング事業	南紀の海漁場クルージング事業実行委員会	300,000	0
漁協経営改革支援資金利子補給	和歌山南漁協(田辺支所)	5,982,078	0
漁協信用事業統合 促進資金利子補給	和歌山南漁協(田辺支所)	10,102,141	0
藻場再生事業	新庄漁協	3,987,451	0
漁船漁業再生事業	和歌山南漁協(田辺支所)	19,310,349	0
漁船リース支援事業	和歌山南漁協(田辺支所)	300,000	0
シラス販売促進事業	和歌山南漁協(田辺支所)	4,000,000	0
漁業活性化推進事業	和歌山南漁協 (田辺・湊浦支所)	2,730,000	0
漁場パトロール事業	新庄漁協・和歌山南漁協 (田辺・湊浦支所)	194,825	0
漁業省エネルギー対策事業	新庄漁協・ 和歌山南漁協(田辺支所)	1,800,350	0
水産振興会運営事業	水産振興会	5,400,000	0
漁業就業体験事業	水産振興会	261,455	0
芳養漁港区域内集落再編整備 事業推進委員会運営事業	芳養漁港区域内集落 再編整備事業推進委員会	1,170,000	0
総計		116,903,683	0

ただし、表中の支出済額は、国及び県からの補助金等を除く。なお、表中以外の事業として、漁業振興事業（平成18年度）、省エネ推進協業体活動支援事業（平成19年度）及び台風7号等農作物等被害対策緊急資金利子補給（平成11年～平成14年度）が実施されているが、一切の関係文書が廃棄されているため調査不能である。

(3) 現時点で把握できている主な不正等の手法

① イセエビ放流事業

イセエビの放流に当たっては、放流用の稚エビの調達について、例年のとおりとして和歌山南漁協湊浦支所へ依頼していたところ、市の依頼した数量よりも過少に稚エビを調達していた。

一方、稚エビの放流時には市職員が立会していたものの、現地では放流数量等の確認作業までを行わず、さらに、本来ならば和歌山南漁協が作成すべき請求書を、市職員が、後日における当該漁協からの放流数量及び調達単価に関する聞き取りにより作成し、結果として水増し数量に基づく過大な支出を行っていた。

② 海面環境保全事業

海面環境保全事業については、操業中に障害となるごみ類を漁業者が回収した際、本来、ごみ回収量に応じた補助金を支出すべきところ、和歌山南漁協から提出された事業報告書に記載された回収量を基本として、水産振興会事務局を担当する市職員が水増しした実績報告書を作成し、それを基に市から過大な補助金の支出を行っていた。

③ 放流育成事業

和歌山南漁協が、放流対象魚種の種苗を放流サイズまで中間育成した上で放流を行う事業において、中間育成等に要する経費（人件費、用船料、飼料代及び小割作成・修繕費等）を水増しした領収書を作成するなどし、これを実績報告書に添付して市から過大に補助金の交付を受けていた。

5. 現時点において講じた措置

現時点で把握した不正等の手法を踏まえ、市として次のような必要な措置を講じている。
なお、全容が明らかとなり、更なる措置を講じる必要があると認められる場合においては、その必要性に応じ講じていくこととしている。

① 補助金交付要綱の制定

これまで水産関連の補助金については、個別の交付要綱を制定していないものが複数あり、市補助金交付規則を準用して補助金を交付していたところ、補助対象となる者、補助対象となる事業、補助対象となる経費等の対象範囲について明文化していなかったことから、市への提出書類（添付書類を含む。）を含め、これらを明確化するために補助金交付要綱を制定した。加えて、各漁協等の事業担当者に対し、適正な補助金交付事務手続を理解してもらうための説明を順次行っている。

② 各種提出書類における審査の厳格化

補助事業実績報告書等に添付された領収書等の証憑書類について、使途等を明示した明細書類が添付されていないケースが多々見受けられたことから、領収書等に加えて使途が明らかとなる明細書類の提出を義務付けるとともに、事業の目的に沿った支出であるかを含めた厳格な審査を実施している。また、より実効性を高めるため、各漁協等において管理・保管されている帳簿等の書類との突合調査を必要に応じて実施することとしている。

③ 直営事業等の執行時における市職員による実地調査

市直営の放流事業等の執行に当たっては、これまでも市職員が現地に赴いていたものの、その際に具体的な数量確認等を行わず、単に作業の履行確認を行っていただけであったが、可能な限り複数による市職員の立会を行うとともに、秤等を用いた数量確認を行うなど、厳格な実地検査を実施している。

④ 海面環境保全事業費補助金の廃止

海面環境保全事業費補助金を廃止する。ただし、操業中に漁業者が回収したごみの廃棄物処理施設への運搬費用については、市が廃棄物収集運搬業者へ直接支払う方式へと変更することとしている。

6. 調査に関する今後の取組

現在においても全容解明に向けた精査及び聴取調査を行っているところであり、可能な限り早期に調査結果を公表できるよう引き続き鋭意取り組む。

7. 職員の処分

全ての調査が完了した場合に、その調査結果を踏まえて、不正等の事務処理が行われることとなった原因、これらが行われたことによる結果や影響などを総合的に勘案した上で、厳正な対応を検討する。

8. 水産振興に関する今後の取組

現行の水産関係補助事業の全体的な見直しを含め、新たな水産振興事業の構築に向けた検討を行うこととしている。